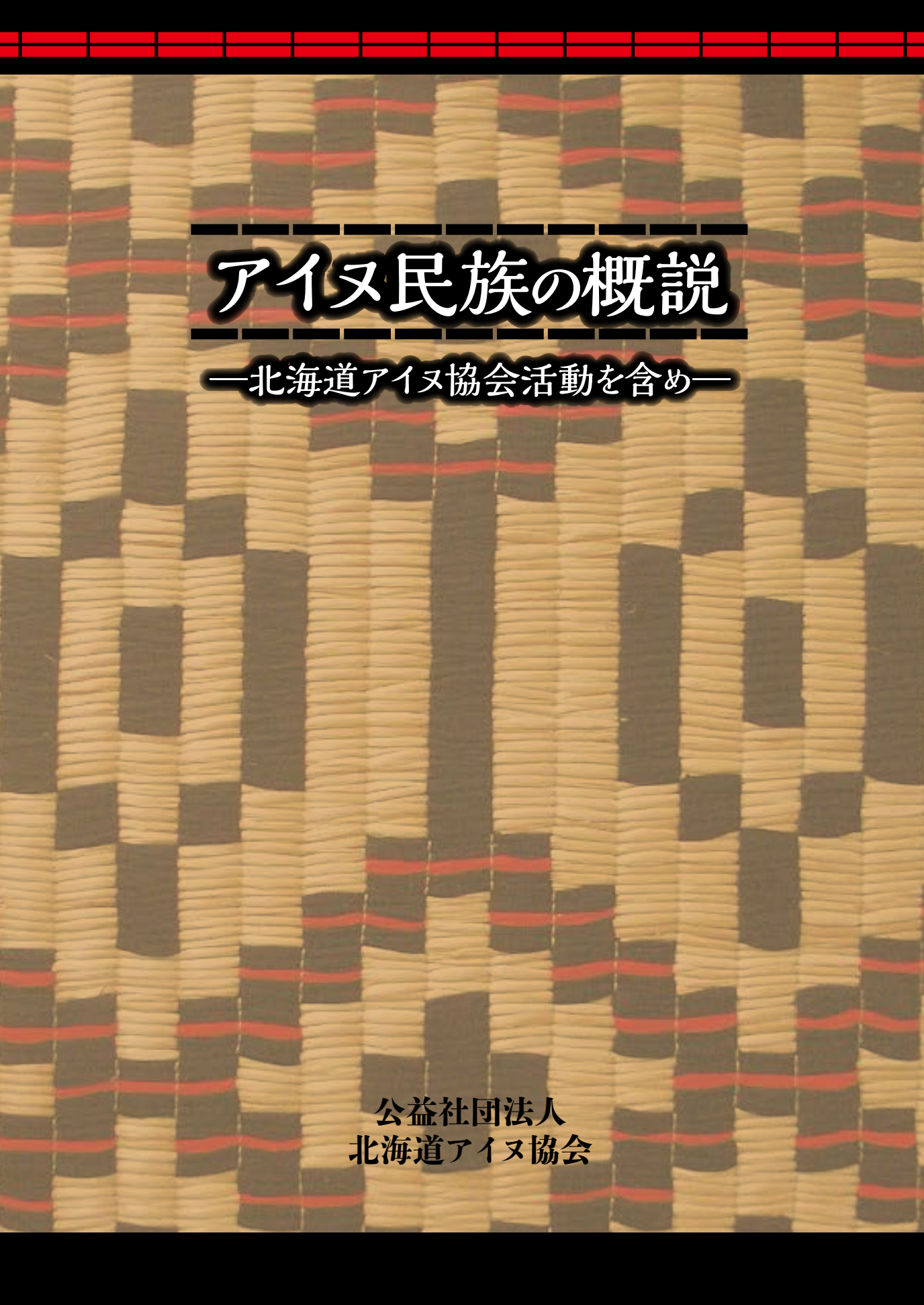




# アイヌ民族の概説

—北海道アイヌ協会活動を含め—

公益社団法人  
北海道アイヌ協会

# アイヌ民族とは・・・

## — どこに、いつから、どのように —

### ○どこに

この図は、おおよそ17世紀から19世紀におけるアイヌ民族の居住域を想定しています。

アイヌ民族が確実に居住していた地域を示しておりますが、アイヌ民族がこの隣接地域に移動したり、逆にその地域の他民族が移動し接触したことも認められております。

これら居住域はもとより、さらに広い範囲においてアイヌ語由来の地名が分布していることが実証されています。地名の由来が証明できない地域も含め、図にはこれらアイヌ語由来地名の地域を除いています。

### ○いつから、どのように

- 何時からアイヌ民族が存在し、どの様に生活してきたのか？

これら疑問については、次ページ以降にあるアイヌ民族の歴史（概要）の年表で知ることができます。残念ながら、アイヌの歴史に関しては、一部の研究者の努力に頼るのみで、多くの歴史資料や記録に基づく総合的な編纂がなされてはきませんでした。

また、日本の歴史の中で、アイヌ史の位置づけは、特別に曖昧なまま扱われています。

将来、自然人類学、考古学、歴史学、文化人類学さらには今まであまり研究が進んでいなかった法学や政治学などの学問領域の観点からもアイヌ学を構築し、多面的な様相がさらに明らかになるよう、取り組んでいかなければなりません。

- 日本の公教育では、アイヌ民族の認識が教科書記述に端的に表れています。19世紀当初から20世紀後半まで、日本の中央政権は、アイヌ民族に対し同化政策を押しつけてきました。それでも明治期から第二次世界大戦敗戦前まで使用された国定教科書にはアイヌを「土人」と表し（行政用語ではM11から「旧土人」）、基本的にはアイヌは先住民族との認識の下で公教育を進めてきました。戦後は、一転して国籍を持つ者「国民」としてだけで把握し、その民族的属性やそれら集団に対する配慮を欠くこととなりました。アイヌ民族については、戦後2～30年、行政サイドでは無施策のまま過ぎ、追って生活格差は正の一環としての施策が平成9年の「アイヌ文化振興法」制定まで続いてきました。わずか20年程前まで、ほとんどの日本国民がアイヌ民族は同化されたあるいはその過ちにも気づかない、「単一民族国家」幻想が蔓延していたのです。その後、国際連合で「先住民族に関する国際連合宣言」が採択され、翌平成20年には衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が満場一致で決議されました。現在、国は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」（平成21年7月）を受け、総合的かつ効果的なアイヌ政策を検討、推進しています。

- 和人とアイヌの不幸な過去の歴史を乗り越え、それぞれの民族の歴史や文化を相互に尊重する多文化主義の実践や人種主義の根絶は、人権思想を根付かせ発展させようとする国連システムの取り組みに符合します。日本のアイヌ民族についてもこれからの取り組みが大切です。



19世紀前後のアイヌモシリ

(ただし、図中アイヌの集団名称は20世紀以後のもの)

© 大塚和義氏 ・ 国立民族学博物館名誉教授  
・ 大阪学院大学教授

# アイヌ民族の歴史（概要）

・◆の部分は北海道アイヌ協会の活動

## 西 暦

## 主 な 沿 革

- 12世紀 アイヌ文化形成の主な母体となったといわれる擦文文化（北海道及び東北地方にわたって分布）が、12世紀半ばに変容し、土器文化の擦文文化は交易経済の発展による鉄製品や漆器などの移入により、土器に代わる容器を用いた文化内容と儀礼様式を持つ文化が12世紀末頃までに生まれた。この文化は、アイヌ文化の構成要素と重複し、この時期にはアイヌ文様も出現している。
- 13世紀 アイヌは、北海道において交易による商品経済を背景に集団の組織化を進め、海浜を含めた大きな河川流域に強力な結束力を持つ地域集団を形づくった。首長制の社会が成立したとみられる。
- 13世紀頃 北海道アイヌの一部は、交易活動によって蓄積した経済力と軍事力を背景に、南サハリンに移住したと考えられる。これがサハリンアイヌの原点であろう。
- 1263 サハリンアイヌ（骨鬼（クイ））は、ニブフ（ギリヤーク）の軍政をアムール川河口に追いつめて援軍の元軍と、直接戦う。
- 1356 『諏訪大明神絵詞』成立。この時期すでに本州の和人は、アイヌが地域集団によって、かなりの差異があることを認識していた。つまり、「蝦夷ヶ千島（現北海道）」には「日（ヒ）の本（モト）、唐子（カラコ）、渡党（ワタリトウ）」の3種の集団が居住していることを詳細に述べている。
- 1456 1456年から1525年までの70年間「夷賊蜂起止まず」（『新羅之記録』）と記録されている。アイヌモシリ（渡島南部）に経済活動の拠点を築く和人とアイヌの紛争が絶えないことは、こうしたアイヌの抵抗闘争を可能にする経済的蓄積の大きさを物語るものであろう。
- 1457 コシャマインの戦い。彼に率いられたアイヌ軍は、モベツと花沢の2館を残した他のすべての館を攻略する。ムカワからヨイチの和人の多くが殺害され、コシャマイン父子らも殺された。
- 1550 「夷狄の商舶往還の法度」（『新羅之記録』）により、松前の蠣崎氏は、渡島半島東西両岸のアイヌの首長と交渉し、本州から渡海した商船から徴収した税（夷役）の一部を分配し、事実上、和人の居住地（和人地）を認めさせることになる。アイヌの地権的なものを和人が公認したとも理解でき、アイヌが和人と対等に近い関係で結んだ、一種の条約とみることできる。（なお、この法度は1551年の記録もある）
- 1593 蠣崎慶広（後に松前と改称）は、豊臣秀吉から朱印状を与えられ、蝦夷島の支配権を公認される。
- 1604 松前慶広、家康から黒印の制書を受ける。松前藩成立。蝦夷島一円におけるアイヌとの交易の独占権を得る。
- 1648 シベチャリアイヌとハエアイヌの生活領域の境界を巡る闘争が起こる。
- 1669 シャクシャインの戦い。松前藩のとった商場知行制によって自由な経済活動の場がせばめられてきたために、アイヌは自立的経済力を回復しようとして藩支配に対して抵抗闘争を起こした。
- 1720 松前藩とその家臣が持っていたアイヌとの交易場所の経営権を和人商人に委ねて、運上金を受け取る形態の場所請負制が蝦夷地において一般的となる。
- 1789 クナシリ・メナシ地方のアイヌ蜂起。この地の請負商人、飛騨屋久兵衛の横暴な収奪に起因するといわれる。蜂起の中心になったアイヌ37名、根室半島のノッカマップで処刑される。蜂起を鎮圧した松前藩は城下において、処刑されたアイヌの首桶をもったアイヌの首長らを伴い、華やかな凱行進をする。蝦夷地渡海の特別許可の触れをだし、津軽・下北の民衆にも行進の見物を誘う。
- 1799 幕府、東蝦夷地を直轄。ロシア人の南下に備えるため。
- 1807 幕府、西蝦夷地を直轄。松前藩、奥州梁川に転封。
- 1821 幕府、蝦夷地に松前藩を復領させる。
- 1854 幕府、箱館を松前藩より収め、箱館奉行を設置。日露和親条約締結と初の国境設定。ロシアとの領土交渉の主張を「アイヌは蝦夷人のことにて、蝦夷は日本所属の人民なれば、アイヌ居り候ところは即ち日本所領に候」などとした（『大日本古文書 幕末外国関係文書之三』）。これ以後サハリンは日露の雑居地と定められ、アイヌはもとより島の先住民は両国家の利害

|      |     |                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |     | に翻弄されることになる。                                                                                                                                                                                                          |
| 1855 |     | 日魯通好条約調印、第二条 今より後日本国と魯西亜国との境「エトロプ」島と「ウルupp」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルupp」全島夫れより北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是迄仕來の通たるへし。                                                     |
| 1869 | M2  | 開拓使設置。8月、蝦夷地を改め、北海道と称す。9月、開拓使は場所請負制度の廃止を布告。                                                                                                                                                                           |
| 1871 | M4  | －4月、戸籍法公布、アイヌを平民に編入。10月、アイヌに対する農具などの付与、入墨などのアイヌ伝統の習俗を禁止、日本語の習得を定める。                                                                                                                                                   |
| 1872 | M5  | 開拓使は北海道土地売貸規則・地所規則制定。また開拓使仮学校を東京に置く。アイヌ子弟も入学。                                                                                                                                                                         |
| 1875 | M8  | －5月、千島樺太交換条約締結。10月、サハリンのアニワ湾沿岸を中心としたアイヌ841名を北海道宗谷に移送。翌年、石狩国対雁に強制移住させる。                                                                                                                                                |
| 1876 | M9  | －7月、開拓使、アイヌに対する「創氏改名」を布達。                                                                                                                                                                                             |
| 1877 | M10 | －12月、北海道地券発行条例制定。これによって、アイヌ居住地は官有地に組み入れられる。イギリス聖公会伝道教会の宣教師、ジョン・パチェラー来日。                                                                                                                                               |
| 1878 | M11 | －11月、開拓使、アイヌの呼称を「旧土人」に統一。                                                                                                                                                                                             |
| 1886 | M19 | －1月、函館・札幌・根室3県並びに北海道事業管理局を廃止し、北海道庁を置く。<br>－6月、北海道土地払下規則公布（北海道土地売貸規則等を廃止、官有未開地は盛大の事業を除き1人につき10万坪以内を貸下げ、貸下期限は10年以内、全地成功の後、素地代価1000坪1円で払下げ、土地は翌年から10か年後でなければ地租・地方税を課さない）。                                                |
| 1893 | M26 | －12月、第5回帝国議会で北海道土人保護法案が提出されるが、廃案となる。                                                                                                                                                                                  |
| 1895 | M28 | －3月、第8回帝国議会で北海道土人保護法案が提出されるが、廃案となる。                                                                                                                                                                                   |
| 1897 | M30 | －3月、北海道国有未開地処分法公布（150万坪を限度に開墾した土地は無償付与）。                                                                                                                                                                              |
| 1899 | M32 | －3月、「北海道旧土人保護法」公布。                                                                                                                                                                                                    |
| 1901 | M34 | －3月、旧土人児童教育規程公布（和人児童と区別し、アイヌ児童に対し日本語による簡易教育を実施）。                                                                                                                                                                      |
| 1910 | M43 | 「外国人の土地所有権に関する法律」制定。〈北海道は植民地／当時、台湾、樺太と同等の位置づけ〉<br>・国際条約改正の都合から、日本国内における外国人の土地所有を許可する国内法の整備を行った。<br>・政府は、帝国議会における法案審議で、北海道が台湾、樺太（サハリン）同様日本の植民地である旨を明言し、同法の適用除外地域とした。                                                   |
| 1911 | M44 | 「靉靇（オットセイ）保護条約」締結。〈アイヌは「土人」＝先住民族〉<br>・露・米・カナダ（当時英国領）と日本との間で結ばれた国際条約において「アイヌ」を「アリユート」、「インディアン」などと同じく『土人（aborigines または natives）』と位置づけ、それらと同等の狩猟権を認めている。                                                                |
| 1919 | T8  | 「北海道旧土人保護法」第1回改正。第五・六条に「傷痍」を加える。                                                                                                                                                                                      |
| 1937 | S12 | 「北海道旧土人保護法」第2回改正。第二条第二項を全文改正、第三項を全文削除、第四条「農具及種子」を「生業に要する器具、資料又は資産」、第七条「授業料」を「必要ナ学費」、第八条の一部字句を各々改正。第七条ノ二 北海道旧土人ニシテ其ノ不良ナル住宅ヲ改良セントスル者ニハ必要ナル資金ヲ給スルコトヲ得。第7条ノ三 北海道旧土人ノ保護ノ為必要アルトキハ之ニ関スル施設ヲ為シ又施設ヲ為ス者ニ対シ補助ヲナスコトヲ得。第九・十一条全文削除。  |
| 1946 | S21 | ◆－2月、北海道アイヌ協会設立（静内）。<br>◆－3月、設立登記、理事長に向井山雄を選出。<br>◆－3月、静内で静内・新冠両町村民大会開催（北海道アイヌ協会・北方新政同盟後援）、新冠御料地の急速かつ全面的解放を決議。<br>◆－5月、常務理事小川佐助ら、増田道庁長官に対し新冠御料牧場の4万町歩をアイヌ3,500戸に下付方陳情。<br>－9月、「北海道旧土人保護法」第3回改正。第四・五・六条全文削除、第八条一部字句改正。 |
| 1947 | S22 | ◆－5月、大会を札幌で開催、給与地に対する農地改革法適用除外をきめ、道庁に陳情。10月、道庁、政府に同様のことを申請、不許可となる。<br>－3月、「北海道旧土人保護法」第4回改正。第二条ノ二全文削除。第十条「内務大臣ノ                                                                                                        |



|      |     |                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |     | 認可ヲ経テ」を削除。（「北海道庁長官」を「北海道知事」との読み替えは、地方自治法／S22.4月17日、第13条の規定による）                                                                                                                                                                |
| 1948 | S23 | ◆－10月、機関紙『北の光』創刊号を発行。                                                                                                                                                                                                         |
| 1949 | S24 | ◆－3月、旭川市近文アイヌ共有地、87町歩余の借地人への売渡しが確定。                                                                                                                                                                                           |
| 1960 | S35 | ◆－4月、札幌市内の水産会館において、北海道アイヌ協会再建総会開催。理事長に森久吉を選出。                                                                                                                                                                                 |
| 1961 | S36 | ◆－4月、組織名を北海道ウタリ協会に改称（会員勧誘、入会時の心理的抵抗軽減の理由から）。<br>－4月、厚生省予算の中に初めてウタリ福祉対策費（不良環境地区改善整備費補助）を計上。                                                                                                                                    |
| 1963 | S38 | ◆－3月、機関紙『先駆者の集い』創刊号を発行。                                                                                                                                                                                                       |
| 1964 | S39 | ◆－6月、総会において、理事長に野村義一を選出。                                                                                                                                                                                                      |
| 1968 | S43 | －6月、「北海道旧土人保護法」第5回改正。第七条ノ一・二全文削除。第七条ノ三・八条一部字句改正。                                                                                                                                                                              |
| 1970 | S45 | －6月、全道市長会、「北海道旧土人保護法」廃止を決議。<br>◆－6月、総会において、同法廃止に反対決議。                                                                                                                                                                         |
| 1972 | S47 | －7月、道、第1回北海道ウタリ生活実態調査を実施。                                                                                                                                                                                                     |
| 1974 | S49 | －4月、道「第1次北海道ウタリ福祉対策」計画スタート。                                                                                                                                                                                                   |
| 1978 | S53 | ◆－4月、総会において、旧土人保護法の存廃、北方領土問題の特別委員会設置を決議。                                                                                                                                                                                      |
| 1979 | S54 | －10月、道、第2回北海道ウタリ生活実態調査を実施。                                                                                                                                                                                                    |
| 1981 | S56 | －8月、道「第2次北海道ウタリ福祉対策」計画スタート。<br>◆－11月、沖縄戦没者キムンウタリの塔慰霊祭実施。                                                                                                                                                                      |
| 1982 | S57 | ◆－5月、総会で北方領土の先住権主張の留保を正式に表明。「北海道旧土人保護法」廃止と新しい法律制定を総会決議。<br>◆－6月、北海道大学医学部のアイヌ遺骨の返還を求める。<br>◆－8月、文部省に高等学校社会教科書検定問題について抗議書を提出。                                                                                                   |
| 1983 | S58 | ◆－5月、総会において、北方領土問題に関する基本方針として「全千島における先住民族アイヌの地位の再確認」と「北海道についても先住者がアイヌであったことの明確化」を決議。<br>◆－9月、「アイヌ史編集委員会」を設置、編集事業開始。<br>◆－12月、「北海道アイヌ古式舞踊連合保存会」を設立。                                                                            |
| 1984 | S59 | －1月、アイヌ古式舞踊が国の重要無形民俗文化財の指定を受ける。<br>◆－5月、総会において、「アイヌ民族に関する法律（案）」を採択。<br>◆－7月、知事、道議会議長に対し、アイヌ新法の制定を要請、同時に各政党、市長会、町村会、市議会議長会、町村議長会、各市町村長に要請。<br>◆－8月、第1回アイヌ遺骨イチャルバを北海道大学医学部のアイヌ納骨堂で実施。                                           |
| 1985 | S60 | －8月、国連作業部会「先住民族の権利に関する国連宣言」の起草作業を開始。                                                                                                                                                                                          |
| 1986 | S61 | －6月、道、第3回北海道ウタリ生活実態調査を実施。<br>－9月、中曽根総理大臣の「知的水準」に関し日本は「単一民族国家」であるとの発言が抗議と批判を呼んだ。                                                                                                                                               |
| 1987 | S62 | ◆－8月、アイヌ民族代表が初めてスイス・ジュネーブでの第5回国連先住民作業部会に参加し、アイヌ民族問題について発言した。アイヌ民族代表は、以来国連関連会議に継続参加。                                                                                                                                           |
| 1988 | S63 | －3月、北海道知事の私的諮問機関「ウタリ問題懇話会」は、北海道ウタリ協会の陳情に対し、アイヌに関する新しい立法措置の必要性を報告した。<br>－4月、道「第3次北海道ウタリ福祉対策」計画スタート。<br>◆－5月、総会で「道ウタリ問題懇話会」報告の趣旨に沿った新法を制定すべきと決議。<br>◆－7月、道議会全会一致でアイヌ新法の制定についての意見書を採択、政府に対し、協会・知事・道議会が、旧土人保護法の廃止とアイヌ新法の制定について要請。 |
| 1989 | H1  | ◆－3月、第1回アイヌ民族文化祭を開催（以降毎年開催）。<br>－9月、スイス・ジュネーブでのILO総会は、過去の同化促進を否定し、先住民族の固有性、社会的、経済的・文化的発展のためILO107号条約から、ILO169号条約を改正。<br>◆－11月、アイヌ民族の新法制定促進総決起集会及びデモ行進を札幌市内で実施。<br>－12月、政府は、内閣内政審議室を中心に10省庁からなる「アイヌ新法問題検討委員会」を設置。              |
| 1990 | H2  | －2月、国連総会は1993年を「世界の先住民のための国際年（略称国際先住民年）」とすることを採択。                                                                                                                                                                             |

- 1991 H3 - 4月、参議院内閣委員会内政審議室長答弁「政府は、初めてアイヌが少数民族に該当する旨に言及」。  
- 5月、国連先住民作業部会エリカ・イレース・ダエス議長一行、アイヌ民族の地位を視察。シンポジウムが東京と札幌で開催された。  
◆- 11月、北海道立アイヌ総合センターの管理運営を受託。
- 1992 H4 ◆- 3月、「アイヌ新法早期制定」東京アピール行動並びに国会請願。  
◆- 12月、ニューヨーク国連本部総会会議場で行われた国際先住民年の開幕式典に世界の先住民族から18人、2団体が招待され、理事長野村義一がアイヌ民族を代表して記念演説をした。
- 1993 H5 ◆- 3月、啓発ビデオ「共生への道-日本の先住民族・アイヌ-」制作。  
- 6月、道、第4回北海道ウタリ生活実態調査を実施。  
◆- 9月、「国際先住民年」を記念し市民団体等と合同で、グアテマラ先住民リゴベルタ・メンチュウ・トゥム（1992年ノーベル平和賞受賞者、国際先住民年国連親善大使）を北海道に招待、アイヌ代表と交流。国際先住民年を記念して様々な催物が全国各地で開催され、アイヌ民族への理解促進が図られる契機となった。  
◆- 10月、メキシコで開催された「第2回先住民族サミット」に笹村副理事長が出席しメッセージを披露。  
◆- 11月、内閣総理大臣宛のアイヌ新法制定を求める265,415名の署名簿を内閣官房長官に提出。
- 1994 H6 - 12月、国連は、1994年12月10日から「先住民の国際10年」の開始を決議。  
◆- 3月、アイヌ語教室テキスト『アコロイタク』発行。  
- 6月、北海道立アイヌ民族文化研究センターが開設。  
- 8月、萱野茂氏が参議院比例代表線上当選によりアイヌ民族初の国會議員誕生。  
- 9月、「世界の先住民の国際十年」記念事業として特別展「ピリカノカ」（アイヌ文様から見た民族の心）を札幌にて開催。  
- 12月、「世界の先住民の国際十年」開幕。  
- 12月、国連は、「国際先住民の10年」の間、毎年8月9日を「国際先住民の日」として祝うことを決議。  
- 12月、連合政権（自由民主党、日本社会党、新党さきがけ）に、アイヌ新法検討プロジェクトチームが設置され、政府に審議会（懇談会）設置を申し入れる。
- 1995 H7 - 3月、「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」（内閣官房長官の私的諮問機関／座長：伊藤正己）設置される。  
- 4月、道「第4次北海道ウタリ福祉対策」計画スタート。  
◆- 5月、総会で世帯加入制から個人加入制などを内容とする定款の一部改正を承認。  
◆- 7月、グアテマラの先住民で「マヤの権利を守る会」代表のファン・レオン氏が来日し、帯広・平取などで協会支部などと交流。
- 1996 H8 - 4月、「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が新たな立法措置を含む報告書を内閣官房長官に提出（①研究の推進 ②文化振興 ③イオルの再生 ④理解促進）。  
◆- 5月、総会において懇談会報告書の受け入れを決定、理事長に笹村二郎を選出。
- 1997 H9 - 3月、札幌地方裁判所「二風谷ダム裁判」結審。国際人権規約B規約第27条に規定される先住民族であるとし、その「文化享有権」を認定した。  
- 5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の公布、7月施行（北海道旧土人保護法は同時に廃止された）。  
- 7月、（財）アイヌ文化振興・研究推進機構が設立。  
- 7月、第1回法務省「人権擁護推進審議会」がアイヌ民族の人権状況に関する意見聴取。  
- 9月、国、イオルの再生について道の考え方を示すように要請。
- 1999 H11 - 4月、スミソニアン自然史博物館で「アイヌ：北方民族の精神」と題する特別展開催（アメリカ/ワシントンDC）。  
- 7月、道は、国の要請を受けたイオルの再生に関し「伝統的生活空間の再生に関する基本構想」を策定。  
- 10月、道、第5回北海道ウタリ生活実態調査を実施。  
- 12月、第2回法務省「人権擁護推進審議会」がアイヌ民族の人権状況に関する意見聴取。
- 2000 H12 - 6月、国は「アイヌ文化振興等施策推進会議」を設置し、伝統的生活空間（イオル）の再

- 生を含めた検討を開始。
- － 9 月、平行して道は「アイヌ文化振興等施策推進北海道会議」を設置。
- 2 0 0 1 H13
- － 3 月、国連条約監視機関「人種差別の撤廃に関する委員会」が、政府の人種差別撤廃条約第 1 回・第 2 回定期報告書の審査を実施。◆協会代表が出席しロビー活動を行った。
  - ◆－ 8 月、第 2 回理事会で理事長に秋田春蔵を選任。
- 2 0 0 2 H14
- － 4 月、道「第 1 次アイヌ生活向上推進方策」計画スタート。
  - － 4 月、道「伝統的生活空間（イオル）再生構想の具体化に向けて」を策定、国に早期具体化と国が主体となるよう要望。
  - － 5 月、国連「第 1 回先住民問題常設フォーラム」開催。
  - － 6 月、「アイヌ文化振興等施策推進会議」を開催（国主宰／6 月）。
  - ◆－ 1 1 月、国連人権委員会先住民族の人権に関する特別報告官ロドルフォ・スタベーンハーゲンを北海道に招聘、アイヌ民族に関する人権状況の視察、情報提供を行った。
- 2 0 0 3 H15
- － 3 月、上記特別報告官が国連人権委員会にアイヌ民族への言及を含んだ報告書を提出。
  - ◆－ 3 月、参議院憲法調査会において、当協会代表が法制度の強化とアイヌの人権状況の改善について意見陳述。
- 2 0 0 4 H16
- ◆－ 5 月、総会において、理事長に加藤忠を選任。
  - － 7 月、国、「イオル再生等アイヌ文化伝承方策検討委員会」設置。国検討主体となる。
  - － 1 2 月、国連総会は、2005 年 1 月 1 日からの第 2 次「世界の先住民の国際 1 0 年」を採択。
- 2 0 0 5 H17
- ◆－ 5 月、日本文化人類学会研究大会開催。特別シンポジウム他に協会代表者が出席し、発表・提言を行う。
  - ◆－ 7 月、国連特別報告官ドゥ・ドゥ・ディエン氏が現地視察のため来道、協会幹部と面談、アイヌ民族に対する政治的・法的方策及び文化的・倫理的方策についての情報提供を行う。
  - 平取・白老視察。国連文書にアイヌ民族に関する調査結果掲載。
  - － 7 月、国、「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」を決定。
- 2 0 0 6 H18
- － 4 月、国はアイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業を白老地域において先行実施。
  - ◆－ 5 月、日本人類学会会長に対し、アイヌ民族の古人骨等の調査について文書照会＜内容：①遺骨収集の実態②研究実績③これまでとこれからの保管、慰霊他＞。回答は、照会の件について真摯に取り組み、解決できるよう努力すること。アイヌ民族の遺骨等を管理している各研究機関に対し、説明と協力依頼をし、調査結果の取りまとめを行う。
  - － 1 0 月、道、第 6 回北海道アイヌ生活実態調査を実施。
- 2 0 0 7 H19
- － 4 月、北海道大学がアイヌ・先住民研究センターを開立。
  - － 9 月、国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択。日本政府は賛成票を投じた。賛成 144、反対 4、棄権 11、欠席 33。
- 2 0 0 8 H20
- － 3 月、超党派国会議員連盟「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」設立（会長今津寛衆議院議員。4 回開催）。
  - － 4 月、国はアイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業の白老地域に平取地域を加え、当面、2 0 1 0（H 2 2）年度までの先行実施と決定。
  - ◆－ 5 月、国連経済社会理事会に設置の先住民問題常設フォーラムに正副理事長が参加。
  - － 6 月、衆参両議院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択される。
  - － 6 月、内閣官房長官が、衆参両院における議決を受け、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する談話を発表。
  - － 8 月、国、アイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むため内閣官房長官の下に、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置。加藤忠理事長が委員として参画。
  - － 1 0 月、北海道大学が初めて「北海道アイヌ民族生活実態調査」を実施。
- 2 0 0 9 H21
- ◆－ 4 月、北海道アイヌ協会に名称変更。
  - － 4 月、道「第 2 次アイヌ生活向上推進方策」計画スタート。
  - ◆－ 5 月、総会で新法案は昭和 5 9 年協会案に立ち返し、検討することを決議。
  - － 7 月、「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」開催。
  - － 7 月、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が内閣官房長官に報告書を提出。
  - － 8 月、内閣官房にアイヌ総合政策室を設置。

|      |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2010 | H22 | <p>－ 12月、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の提言を具体化するため、「アイヌ政策推進会議」を設置。加藤理事長、阿部副理事長、菊地理事が委員として参画。</p> <p>－ 3月、アイヌ政策推進会議の下に「民族共生の象徴となる空間」、「北海道外アイヌの生活実態調査」両作業部会を開催。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|      |     | <p>－ 8月、「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」開催（2回開催）。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2011 | H23 | <p>－ 6月、「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」開催。</p> <p>－ 6月、第3回アイヌ政策推進会議において、両作業部会の取りまとめを報告。</p> <p>－ 8月、アイヌ政策推進会議の下に「政策推進作業部会」を開催。加藤理事長、阿部副理事長、菊地理事、佐藤常務理事が委員として参画。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|      |     | <p>－ 4月、「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」開催。</p> <p>－ 7月、アイヌ政策関係省庁連絡会議において、「民族共生の象徴となる空間」基本構想を決定（アイヌ文化復興等に関するナショナルセンター）。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2012 | H24 | <p>－ 12月、「アイヌ政策推進北海道議会議員連盟」設立（会長神戸典臣自民党道議）。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|      |     | <p>－ 2月、「アイヌ政策を推進する議員の会」開催（名称変更・3回開催）。</p> <p>－ 6月、「アイヌ政策推進北海道議会議員連盟」開催。</p> <p>－ 8月、文化庁「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会において、「民族共生の象徴となる空間」における博物館の基本構想」を策定（約8600平米）。</p> <p>－ 8月、民学官の連携の下、アイヌ語の挨拶「イランカラプテ」（こんにちは）を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させ、多くの道民・国民にアイヌ文化への興味関心を抱いてもらうことを目的に「イランカラプテキャンペーン」を開始。</p> <p>－ 10月、内閣府、「国民のアイヌに対する理解度に関する世論調査」を実施。</p> <p>・ 認知度「知っている」（95.3%）「知らない」（3.8%）</p> <p>・ 差別や偏見の有無「平等であると思う」（50.4%）「平等ではないと思う」（33.5%）</p> <p>－ 10月、道、第7回北海道アイヌ生活実態調査を実施。</p>                                                           |
| 2014 | H26 | <p>◆－ 4月、社団法人北海道アイヌ協会は、新法人制度に基づき、公益社団法人に移行。</p> <p>－ 6月、「アイヌ政策を推進する議員の会」開催。</p> <p>－ 6月、政府は『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について』を閣議決定。</p> <p>・ 2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会に合わせて一般公開。</p> <p>◆－ 7月、王子木材緑化（株）及び日本製紙（株）からのFSC（森林管理協議会・本部ドイツ・国際森林認証制度）におけるFSC管理木材のリスク評価の実施申し入れに関係地区協会とともに対応した。</p> <p>◆－ 8月、ジュネーブ国連欧州本部で開催された第85会期人種差別撤廃、国際会議に阿部副理事長が参加。</p> <p>◆－ 9月、ニューヨークの国連本部で開催された「世界先住民族会議」に阿部副理事長、菊地理事が政府代表団として初参加。</p> <p>◆－ 11月、文部科学大臣に2020東京オリパラ開会式でのアイヌ文化発信を知事と共に要請。</p>                                            |
|      |     | <p>－ 11月、「アイヌ政策推進北海道議会議員連盟」開催。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2015 | H27 | <p>◆－ 2月、キャロライン・ケネディ大使、北海道への公式訪問でアイヌ民族博物館・白老町を視察、知事、理事長が対応。</p> <p>－ 4月、道立アイヌ民族文化研究センターと道開拓記念館が統合され、北海道博物館アイヌ民族文化研究センターが開設、アイヌ展示充実。</p> <p>◆－ 4月、オリンピック担当大臣に2020東京オリパラ開会式でのアイヌ文化発信を要請。</p> <p>－ 5月、「アイヌ政策を推進する議員の会」開催。</p> <p>◆－ 5月、総会において、「慰霊及び管理のための施設とその周辺環境の整備について」を決議し、その実現を国に要請。</p> <p>－ 7月、文化庁「国立のアイヌ文化博物館（仮称）基本計画」策定。</p> <p>－ 7月、「アイヌ政策推進北海道議会議員連盟」開催。</p> <p>◆－ 7月、王子木材緑化（株）及び日本製紙（株）からのFSCにおけるFSC管理木材のリスク評価の実施申し入れに関係地区協会とともに対応。</p> <p>◆－ 8月、SGEC（緑の循環認証会議・国内機関）が相互承認を申請しているPEFC（森林認証プログラム・本部スイス・国際森林認証制度）の第三者委員会ヤロスラブ・ティムラック</p> |
|      |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |



氏の諮問に加藤理事長が対応。

・SGECの独自の認証制度では国際森林認証とはなり得ないことからPEFCに相互承認を申請したが、PEFC本部のコンサルタント機関から利害関係者であるアイヌ協会に対し直接諮問があったもの。

◆－8月、2020年、東京オリパラ開会式等でのアイヌ文化発信に向け検討会議を設置し準備開始。

◆－9月、FSC国内森林管理認証規格策定プロセス第1次草案（第1部社会関係）作成ミーティングに副理事長が参画。

◆－10月、知事と理事長、内閣官房長官に立法措置について要請。

◆－11月、理事長、内閣官房審議官に白老において象徴空間整備等について要請。

◆－11月、新秋木工業（秋田県）（株）及び日本製紙（株）からのFSCにおけるFSC管理木材のリスク評価の実施申し入れに関係地区協会とともに対応。

2016 H28 －2月、第1回慰霊施設整備促進ラウンドテーブル開催。

◆－3月、理事長、鈴木新党大地代表の案内で菅内閣官房長官を訪問し全国規模のアイヌ政策確立の根拠となる法律制定を要請。長官、午前の記者会見で言及、全国報道される。

◆－3月、文部科学省に対しアイヌ民族の歴史記述の在り方について学習指要領の改訂に反映されるよう要請。

－4月、道「第3次アイヌ生活向上推進方策」計画スタート。

－5月、第8回アイヌ政策推進会議で、象徴空間の具体化や新たな法律制定に向け法的措置の必要性についても総合的に検討する等の主旨が盛り込まれた「政策推進作業部会報告書」を承認。座長である官房長官、法的措置の必要性についても総合的に検討していきたい旨発言。象徴空間に整備される施設等について、「民族共生象徴空間」「国立アイヌ民族博物館」「国立民族共生公園」と正式名称が決定。推進会議終了後、理事長、知事と共に内閣官房長官に新法制定の要望書を提出。

◆－5月、総会において、新たな法律制定を求める取組など「創立70周年を契機とした今後の取組について」を承認。

－6月、北海道命名150年を記念した道「北海道150年道民検討会議」に理事長が参画。

－6月、「アイヌ政策推進北海道議会議員連盟」開催。◆理事長、総合的なアイヌ政策を確立するための根拠となる新たな法律制定を求める意見書の国への提出を要請。

－6月、国民の代表である衆参両院の国会議員に新たな法律制定に向け要請活動を実施。

－7月、道議会は第2回定例会で意見書案を採択し衆参両院議長ほか関係大臣へ提出。

－7月、政策推進作業部会の関連資料に、アイヌ先住民族政策について、内閣官房長官の意向に基づき、「これまでの固定観念や先入観を取り払い、アイヌに寄り添った観点で行う」との基本的考え方が明記。

－9月、内閣官房副長官補来所、アイヌ政策、2020年に向け力を入れて取り組む旨発言。

◆－9月、京都で開催された世界考古学会議全体会合で、世界各地に渡ったアイヌ遺骨の返還や、根室標津ポー川遺跡について、先住民族の伝統や生活、精神的価値を学ぶ遺産として重要であることから学術調査に対し国際的な支援、協力を要請。

◆－10月、道民代表である市町村議会議長に新たな法律制定に向け国へ意見書提出を要請。

◆－10月、内閣官房東京オリパラ推進本部に開会式等におけるアイヌ文化発信を要請。

◆－10月、文部科学省に対し、中央教育審議会「次期学習指導要領等に向けた審議のまとめ」に対する協会意見を教科別に提出。

－11月、2020年のアイヌ文化復興等のナショナルセンター「民族共生象徴空間」の開設に向け、官民学、オール北海道で、アイヌ文化の創造発展と道内経済の活性化・地域創生の好循環を図る目的で、道主催「民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワーク」を開催。

◆－11月、公益財団法人東京オリパラ組織委員会理事橋本聖子参議院議員、事務局に開会式等におけるアイヌ文化発信を要請。

◆－11月、林野庁長官に対し、「国際森林認証」の国内森林への適正導入とその唱導について、林野庁を訪問し要請。

－12月、「アイヌ政策を推進する議員の会」開催。

## ○ 協会のあらまし

公益社団法人北海道アイヌ協会（以下「協会」という）は、北海道に居住しているアイヌ民族で組織し、「先住民族アイヌの尊厳を確立するため、人種、民族に基づくあらゆる障壁を克服し、その社会的地位の向上と文化の保存・伝承及び発展に寄与すること」を目的とする団体です。目的を達成するため次の事業を行っています。

### 〈事業内容〉

- |                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
| 1 社会的地位の向上に関する啓発と施策の推進    | 6 諸民族との交流及び情報交換           |
| 2 各種貸付金の貸付                | 7 道立アイヌ総合センターの管理          |
| 3 職業の確立及び教育の振興に関する施策の推進   | 8 人種、民族に関する調査研究及び提言       |
| 4 民族文化の保存・伝承及び発展に関する施策の推進 | 9 民族共生の象徴となる空間整備に関する施策の推進 |
| 5 道内各地域の活動団体への助言・指導、連携促進  | 10 その他この法人の目的を達成するために必要な事 |

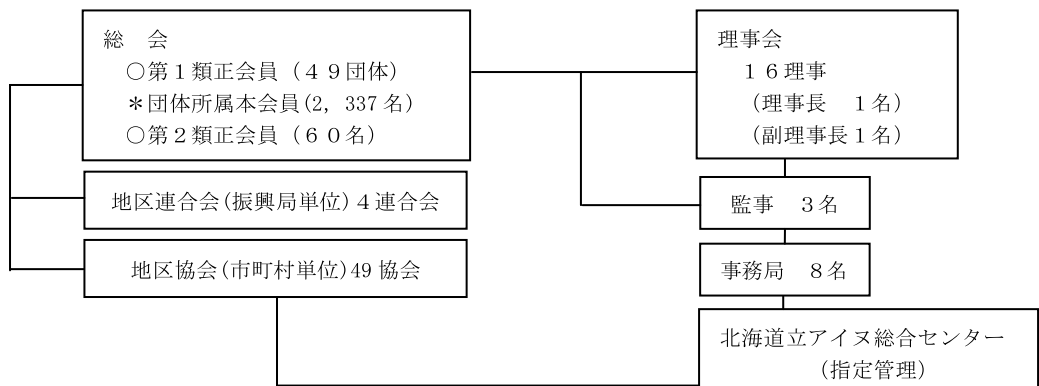
### 〈設立経緯〉

- 1946年2月24日 設立総会開催（旧日高管内静内町）
- 1946年3月13日 社団法人北海道アイヌ協会として認可
- 1961年4月13日 北海道ウタリ協会に名称変更
- 2009年4月 1日 北海道アイヌ協会に名称変更
- 2014年4月 1日 公益社団法人へ移行



\*アイヌとは、アイヌ語で「カムイ（神々）」に対する「人間」という意味で、民族呼称にも使われる。  
ウタリは「同胞」という意味。

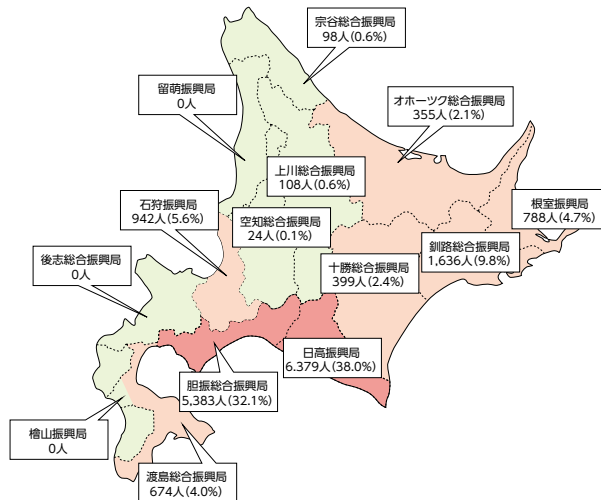
### 〈組織図〉（2015年12月1日現在）



## ○ 北海道のアイヌの生活実態

北海道が２０１３年に実施した「アイヌ生活実態調査」によれば、調査対象にした北海道に住むアイヌ民族の人数（注：１）は、６６の市町村に１６，７８６人となっており、日高振興局と胆振振興局管内とで７０．１パーセントを占めています（右図参照）。この調査の制約などから、調査結果で示されるよりもはるかに多くのアイヌ民族の数が見積られます。

また、調査範囲が北海道居住（注：２）のアイヌに限定され、かつ質問事項も限られていることから、アイヌの生活実態を十分に把握しきっているとは言えませんが、それでもこの調査結果からアイヌ民族の生活や教育などの厳しい状況が明らかです。



注：１ 道は、地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる人、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる人と定義し、自らが表明する人のみを調査対象とした。

注：２ 全国的な実態調査は、国連人種差別撤廃委員会から要求されているが行われていなく、道外に住むアイヌについては、１９８８年の東京都実態調査において東京在住のアイヌ推計人口が２，７００人と見積もられているものが最も新しい。

## ○産業分類別就労者比率（％）

働いている人の３６．０％が農業・漁業などの第一次産業に就き、第二次の工業・建設業第三次の中小企業を営んでいる人も併せてアイヌ居住市町村経営規模は零細です。

|       | 分類不能  |       |       |     |
|-------|-------|-------|-------|-----|
|       | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 |     |
| アイヌ   | 36.0  | 19.0  | 40.4  | 4.6 |
| アイヌ居住 | 4.7   | 16.8  | 72.2  | 6.3 |

|       | 1972年 | 2006年 | 2013年 |
|-------|-------|-------|-------|
| 第1次産業 | 63.2  | 28.6  | 36.0  |
| 第2次産業 | 20.0  | 27.7  | 19.0  |
| 第3次産業 | 15.4  | 41.1  | 40.4  |

４１年間で、第１次産業就労者が約半分と大幅に減り、一方、第３次産業就労者は２．６倍以上に増えています。

○生活保護率(‰)人口1000人中、保護を受けている人の割合(北海道の生活保護率は、全道平均より高いことに注意)

現在の生活についての意識は、「とても苦しい」「多少困る程度」を合わせ77.6%で前回より幾分改善(前回81.1%)され、生活保護を受けている人は約1.4倍で、率は多少改善しています。(全体の数値はアイヌが居住する市町村の平均を示しています)

|     | 1972 年 | 1979 年 | 1986 年 | 1993 年 | 1999 年 | 2006 年 | 2013 年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| アイヌ | 115.7  | 68.6   | 60.9   | 38.8   | 37.2   | 38.3   | 44.8   |
| 全 体 | 17.5   | 19.5   | 21.9   | 16.4   | 18.4   | 24.6   | 33.1   |

#### ○高校・大学進学率(%)

高校進学率は全体の98.6%に対して92.6%、大学進学率も43.0%に対して25.8%と低く、社会的地位を向上する上で大切な教育面の格差解消が依然急務です。

|     |     | 1972 年 | 1979 年 | 1986 年 | 1993 年 | 1999 年 | 2006 年 | 2013 年 |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 高 校 | アイヌ | 41.6   | 69.3   | 78.4   | 87.4   | 95.2   | 93.5   | 92.6   |
|     | 全 体 | 78.2   | 90.6   | 94.0   | 96.3   | 97.0   | 98.3   | 98.6   |
| 大 学 | アイヌ | —      | 8.8    | 8.1    | 11.8   | 16.1   | 17.4   | 25.8   |
|     | 全 体 | —      | 31.1   | 27.4   | 27.5   | 34.5   | 38.5   | 43.0   |

#### ○残っている差別

物心がついてから今までに、何らかの差別を受けたことがあると答えた人が23.4%、自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っていると答えた人が9.6%います。

\*かつて差別を受けたことがありますか(%)

| はい   | 別の誰かが受けた | いいえ  | 分からない | 回答なし |
|------|----------|------|-------|------|
| 23.4 | 9.6      | 35.5 | 17.2  | 14.3 |

\*差別を受けた場面(本人・他人の合計/最近6,7年) 複数回答(%)

|       |      |  |  |  |      |
|-------|------|--|--|--|------|
| 就職のとき | 21.4 |  |  |  |      |
| 職場で   |      |  |  |  | 50.0 |
| 結婚のこと | 14.3 |  |  |  |      |
| 学校で   | 21.4 |  |  |  |      |
| 交際のこと | 14.3 |  |  |  |      |
| 行政から  | 14.3 |  |  |  |      |
| その他   | 14.3 |  |  |  |      |

詳しい内容につきましては下記ホームページアドレスの北海道環境生活部の平成25年北海道アイヌ生活実態調査報告書をご覧ください。[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/new\\_jittai.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/new_jittai.htm)

1992年12月10日国連総会

## 「世界の先住民の国際年」記念演説

北海道ウタリ協会 理事長 野村義一(当時)



各国の政府代表部の皆さん、そして、兄弟姉妹である先住民族の代表の皆さんにアイヌ民族を代表して、心からご挨拶を申し上げます。また、ここに招待してくださったブトロス＝ブトロス＝ガリ国連事務総長、そしてアントワヌ＝ブランカ国連人権担当事務次官に対し心からお礼を述べたいと思います。本日は国連人権デーですが、1948年に世界人権宣言が採択されて45周年の、人類にとって記念すべき日に当たります。また、国際先住民年の開幕の日として、私たち先住民族の記憶に深く刻まれる日になることも間違いありません。これに加えて、本日12月10日が、北海道、千島列島、樺太南部にはるか昔から独自の社会と文化を形成してきたアイヌ民族の歴史にとっては、特に記念すべき日となる理由がもう一つ存在します。すなわち、それは、ほんの6年前の1986年まで、日本政府は私たちの存在そのものを否定し、日本は世界に類例を見ない「単一民族国家」であることを誇示してきましたが、ここに、こうして国連によって、私たちの存在がはっきりと認知されたということでもあります。もし、数年前に、この様な式典が開かれていたとすれば、私は、アイヌ民族の代表としてこの演説をすることはできなかったことでしょう。私たちアイヌ民族は、日本政府の目には決して存在してはならない民族だったのです。しかし、ご心配には及びません。私は決して幽霊ではありません。皆さんの前にしっかりと立っております。

19世紀の後半に、「北海道開拓」と呼ばれる大規模開発事業により、アイヌ民族は、一方的に土地を奪われ、強制的に日本国民とされました。日本政府とロシア政府の国境画定により、私たちの伝統的な領土は分割され、多くの同胞が強制移住を経験しました。

また、日本政府は当初から強力な同化政策を押しつけてきました。こうした同化政策によって、アイヌ民族は、アイヌ語の使用を禁止され、伝統文化を否定され、経済生活を破壊されて、抑圧と収奪の対象となり、また、深刻な差別を経験してきました。川で魚を捕れば「密漁」とされ、山で木を切れば「盗伐」とされるなどして、私たちは先祖伝来の土地で民族として伝統的な生活を続けていくことができなくなったのです。

これは、どこでも先住民族が共通に味わわれたことであります。第二次世界大戦が終わると、日本は民主国家に生まれ変わりましたが、同化主義政策はそのまま継続され、ひどい差別や経済格差は依然として残っています。私たちアイヌ民族は、1988年以来、民族の尊厳と民族の権利を最低限保障する法律の制定を政府に求めています。私たちの権利を先住民族の権利と考えてこなかった日本では、極めて不幸なことに、私たちのこうした状況についてさえ政府は積極的に検討しようとしません。

しかし、私が今日ここにきたのは、過去のことを長々と言い募るためではありません。アイヌ民族は、先住民の国際年の精神にのっとり、日本政府および加盟各国に対し、先住民族との間に「新しいパートナーシップ」を結ぶよう求めます。私たちは、現存する不法な状態を、我々先住民族の伝統社会のもっとも大切な価値である、協力と話し合いによって解決することを求めたいと思います。私たちは、これからの日本における強力なパートナーとして、日本政府を私たちとの話し合いのテーブルにお招きしたいのです。

これは、決して日本国内の問題にだけ向けられたものではありません。海外においても、日本企業の活動や日本政府の対外援助が各地の先住民族の生活に深刻な影響を及ぼしています。これは、日本国内における先住民族に対する彼等の無関心と無関係ではありません。新しいパートナーシップを経験することを通して、日本政府が、アイヌ民族に対するだけでなくすべての先住民族に対して責任を持たねばならないことを認識されるものと、私たちは確信を抱いております。

日本のような同化主義の強い産業社会に暮らす先住民族として、アイヌ民族は、さまざまな民族根絶政策(エスノサイド)に対して、国連が先住民族の権利を保障する国際基準を早急に設定するよう要請いたします。また、先住民族の権利を考慮する伝統が弱いアジア地域の先住民族として、アイヌ民族は、国連が先住民族の権利状況を監視する国際機関を一日も早く確立し、その運営のために各国が積極的な財政措置を講じるよう要請いたします。アイヌ民族は、今日国連で議論されているあらゆる先住民族の権利を、話し合いを通して日本政府に要求するつもりであります。これには、「民族自決権」の要求が含まれています。しかしながら、私たち先住民族が行おうとする「民族自決権」の要求は、国家が懸念する「国民的統一」と「領土の保全」を脅かすものではありません。私たちの要求する高度な自治は、私たちの伝統社会が培ってきた「自然との共存および話し合いによる平和」を基本原則とするものであります。これは、既存の国家と同じものを作ってこれに対決しようとするものではなく、私たち独自の価値によって、民族の尊厳に満ちた社会を維持・発展させ、諸民族の共存を実現しようとするものであります。アイヌ語で大地のことを「ウレシパモシリ」と呼ぶことがあります。これは、「万物が互いに互いを育てあう大地」という意味です。冷戦が終わり、新しい国際秩序が模索されている時代に、先住民族と非先住民族の間の「新しいパートナーシップ」は、時代の要請に応え、国際社会に大いに貢献することでしょう。この人類の希望に満ちた未来をより一層豊かにすることこそ私たち先住民族の願いであることを申し上げて、私の演説を終わりたいと思います。

イヤイライケレ。ありがとうございました。

# 新法制定について

北海道アイヌ協会特別委員会が審議してきた新法案が次のとおり、総会で満場一致で可決し道に要請

※昭和59年5月27日

## アイヌ民族に関する法律(案)

### 前文

この法律は、日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されることを目的とする。

### 本法を制定する理由

北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ(アイヌの住む大地)として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を固持してきた。明治維新によって近代の統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持主なき土地として一方的に領土に組み入れ、また、帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方、和人移民が洪水のように流れこみ、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。

アイヌは、給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、教育においては民族固有の言語もうばわれ、差別と偏見を基調にした「同化」政策によって民族の尊厳はふみにじられた。

戦後の農地改革はいわゆる旧土人給与地にもおよび、さらに農業近代化政策の波は零細貧農のアイヌを四散させ、コタンはつぎつぎと崩壊していった。

いま道内に住むアイヌは数万人、道外では数千人といわれる。その多くは、不当な人種の偏見と差別によって就職の機会均等が保障されず、近代の企業からは締め出されて、潜在失業者群を形成しており、生活はつねに不安定である。差別は貧困を拡大し、貧困はさらにいっそうの差別を生み、生活環境、子弟の進学状況などでも格差をひろげているのが現状である。

現在行われているいわゆる北海道ウタリ福祉対策の実態は現行諸法諸制度の寄せ集めにすぎず、整合性を欠くばかりでなく、何よりもアイヌ民族にたいする国としての責任があいまいにされている。

いま求められているのは、アイヌの民族的権利の回復を前提にした人種の差別の一扫、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度を確立することである。

アイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥すべき歴史的所産であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題をはらんでいる。このような事態を解決することは政府の責任であり、全国民的な課題であるとの認識から、ここに屈辱的なアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法を廃止し、新たにアイヌ民族に関する法律を制定するものである。

この法律は国内に在住するすべてのアイヌ民族を対象とする。

### 第一 基本的人権

アイヌ民族は多年にわたる有形無形の人種の差別によって教育、社会、経済などの諸分野における基本的人権を著しくそこなわれてきたのである。

このことにかんがみ、アイヌ民族に関する法律はアイヌ民族にたいする差別の絶滅を基本理念とする。

### 第二 参政権

明治維新以来、アイヌ民族は「土人」あるいは「旧土人」という公的名称のもとに、一般日本人とは異なる差別的処遇を受けてきたのである。明治以前については改めていうまでもない。したがってこれまでの屈辱的地位を回復するためには、国会ならびに地方議会にアイヌ民族代表としての議席を確保し、アイヌ民族の諸要求を正しく国政ならびに地方政治に反映させることが不可欠であり、政府はそのための具体的な方法をすみやかに措置する。

### 第三 教育・文化

北海道旧土人保護法のもとにおけるアイヌ民族にたいする国家的差別はアイヌの基本的人権を著しく阻害しているだけでなく、一般国民のアイヌ差別を助長させ、ひいてはアイヌ民族の教育、文化の面での順当な発展をさまたげ、これがアイヌ民族をして社会的、経済的にも劣勢ならしめる一要因になっている。

政府は、こうした現状を打破することがアイヌ民族政策の最重要課題の一つであるとの見解に立って、つぎのような諸施策をおこなうこととする。

- 1 アイヌ子弟の総合的教育対策を実施する。
- 2 アイヌ子弟教育にはアイヌ語学習を計画的に導入する。
- 3 学校教育および社会教育からアイヌ民族にたいする差別を一扫するための対策を実施する。



- 4 大学教育においてはアイヌ語、アイヌ民族文化、アイヌ史等についての講座を開設する。さらに、講座担当の教員については既存の諸規定にとらわれることなくそれぞれの分野におけるアイヌ民族のすぐれた人材を教授、助教授、講師等に登用し、アイヌ子弟の入学および受講についても特例を設けてそれぞれの分野に専念しうようにする。
- 5 アイヌ語、アイヌ文化の研究、維持を主目的とする国立研究施設を設置する。これにはアイヌ民族が研究者として主体的に参加する。従来の研究はアイヌ民族の意思が反映されないままに一方的におこなわれ、アイヌ民族をいわゆる研究対象としているところに基本的過誤があったのであり、こうした研究のあり方は変革されなければならない。
- 6 現在おこなわれつつあるアイヌ民族文化の伝承・保存についても、問題点の有無をさらに再検討し、完全を期する。

#### 第四 農業漁業林業商工業等

農業に従事せんとする者に対しては、北海道旧土人保護法によれば、一戸当り一万五千坪（約五ヘクタール）以内の交付が規定されているが、これまでのアイヌ民族による農業経営を困難ならしめている背景にはあきらかに一般日本人とは異なる差別的規定があることを認めざるをえない。北海道旧土人保護法の廃止とともに、アイヌ民族の経営する農業については、この時代にふさわしい対策を確立すべきである。

漁業、林業、商工業についても、アイヌの生活実態にたいする理解が欠けていることから適切な対策がなされないままに放置されているのが現状である。

したがって、アイヌ民族の経済的自立を促進するために、つぎのような必要な諸条件を整備するものとする。

##### ○ 農 業

- 1 適正経営面積の確保  
北海道農業は稲作、畑作、酪農畜産に大別されるが、地域農業形態に即応する適正経営面積を確保する。
- 2 生産基盤の整備および近代化  
アイヌ民族の経営する農業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。
- 3 その他

##### ○ 漁 業

- 1 漁業権付与  
漁業を営む者またはこれに従事する者については、現在漁業権の有無にかかわらず希望する者にはその権利を付与する。
- 2 生産基盤の整備および近代化  
アイヌ民族の経営する漁業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。
- 3 その他

##### ○ 林 業

- 1 林業の振興  
林業を営む者または林業に従事する者にたいしては必要な振興措置を講ずる。

##### ○ 商 工 業

- 1 商工業の振興  
アイヌ民族の営む商工業にはその振興のための必要な施策を講ずる。

##### ○ 労 働 対 策

- 1 就職機会の拡大化  
これまでの歴史的な背景はアイヌ民族の経済的立場を著しくかつ慢性的に低からしめている。潜在的失業者とみなされる季節労働者がとくに多いのもそのあらわれである。政府はアイヌ民族にたいしては就職機会の拡大化等の各般の労働対策を積極的に推進する。

#### 第五 民族自立化基金

従来、いわゆる北海道ウタリ福祉対策として年度毎に政府および道による補助金が予算化されているが、このような保護的政策は廃止され、アイヌ民族の自立化のための基本的政策が確保されなければならない。参政権の確保、教育・文化の振興、農業漁業など産業の基盤整備もそのひとつである。これらの諸政策については、国、道および市町村の責任において行うべきものと民族の責任において行うべきものがあり、とくに後者のためには民族自立化基金ともいうべきものを創設する。同基金はアイヌ民族の自主的運営とする。

基金の原資については、政府は責任を負うべきであると考えている。

基金は遅くとも現行の第二次七ヶ年計画が完了する昭和六十二年度に発足させる。

## 第六 審議機関

国政および地方政治にアイヌ民族政策を正当かつ継続的に反映させるために、つぎの審議機関を設置する。

- 1 首相直属あるいはこれに準ずる中央アイヌ民族対策審議会（仮称）を創設し、その構成員としては関係大臣のほかアイヌ民族代表、各党を代表する両院議員、学識経験者等をあてる。
- 2 国段階での審議会と並行して、北海道においては北海道アイヌ民族対策審議会（仮称）を創設する。構成については中央の審議会に準ずる。

これをうけて野村理事長、貝沢副理事長、神谷副理事長、沢井理事、伊端局長の五人が七月十二日横路知事、三上道議会議長に陳情し続いて、北海道市長会会長、北海道町村会会長、北海道町村議会議長、北海道市議会議長会会長、自由民主党北海道支部連合会会長、日本社会党北海道支部連合会会長、日本共産党北海道委員会委員長、公明党北海道本部本部長、民社党北海道連合執行委員長、新自由クラブ北海道連合会代表、北海道商工会連合会会長にそれぞれ協力要請をした。さらに協会、各理事、支部長にも文書をもって知事、道議会議長に陳情したことを連絡し併せて協力要請をした。さらに六十五市町村長、十四支庁町村会にも協力要請をした。

知事は「ウタリ問題懇話会」（仮称）を設置することを九月八日決めた旨、九月九日の道新で報ぜられた。

## アイヌ民族に関する法律（案）

※1988年8月道、道議会、協会、政府に対して要請

1. アイヌ民族の権利を尊重するための宣言  
日本国憲法の下においてアイヌ民族の権利が十分に尊重され、その社会的・経済的地位が確立されるように権利宣言を定めること。
2. 人権擁護活動の強化  
学校教育、就職、結婚、その他の日常生活において、アイヌ民族に対する差別が存在してる現状を改善するために、アイヌ民族に対する人権擁護活動の強化を図ること。
3. アイヌ文化の振興  
アイヌ語及びアイヌ文化の伝承・保存並びに普及に関する活動を援助するとともに、アイヌ民族文化を総合的に研究する国立のアイヌ民族研究施設を設置すること。
4. 自立化基金の創設  
アイヌ民族の自立的活動を促進するために、「アイヌ民族自立化基金（仮称）」を設置すること。なお、その基金の運営にはアイヌ民族の自主性が最大限に確保されるとともに、国の適正な監督が及ぼされるものとする。
5. 審議機関の新設  
アイヌの民族政策並びに経済的自立を図るための産業政策を継続的に審議するため、アイヌ民族の代表を含む審議機関を新設すること。

このほかに「国・地方議会にアイヌ民族の特別議席を」という当協会の主張については、憲法の規定との関連などから慎重を期すべきとの意見があったことなどが付言されました。

## アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

※1997年5月14日公布、同年7月1日施行

（目的）

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

第三条 国及び地方公共団体の責務

第四条 施策における配慮

第五条 基本方針（内閣総理大臣が定める）

第六条 基本計画（基本方針に基づき、関係都道府県が定める）

第七条～第十三条 指定法人に関する条項（掲載省略）

■1997年9月、法律第5条に基づく国の基本方針策定

■1999年3月、法律第6条に基づく北海道の基本計画策定

また、この法律の制定にあたり、衆議院参議院両内閣委員会では、全会一致により附帯決議がなされました。

#### 【附帯決議】

政府は、アイヌの人々が置かれてきた歴史的、社会的事情にかんがみ、アイヌ文化の振興等に関し、より一層国民の理解を得るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1 アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に資するため、アイヌ文化の振興等の施策の推進に当たっては、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。

1 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌ文化の振興に対しては、今後とも一層の支援措置を講ずること。

1 アイヌの人々の人権の擁護と啓発に関しては、「人種差別撤廃条約」の批准、「人権教育のための国連10年」等の趣旨を尊重し、所要の施策を講ずるよう努めること。

1 アイヌの人々の「先住性」は、歴史的事実であり、この事実も含め、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発の推進に努めること。

1 現在、行われている北海道ウタリ福祉対策に対する支援の充実に、今後とも一層努めること。

## アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

※2008年6月6日 衆参両院本会議

昨年9月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。

全ての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が21世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年7月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講じるべきである。

一 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。

二 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。

決議する。

# 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する 内閣官房長官談話

※2008年6月6日

1. 本日、国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で決定されました。
2. アイヌの人々に関しては、これまでも平成8年の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書等を踏まえ文化振興等に関する施策を推進してきたところですが、本日の国会決議でも述べられているように、我が国が近代化する過程において、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実について、政府として改めて、これを厳粛に受け止めたいと思います。
3. また政府としても、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む所存であります。
4. このため、官邸に、有識者の意見を伺う「有識者懇談会」を設置することを検討いたします。その中で、アイヌの人々のお話を具体的に伺いつつ、我が国の実情を踏まえながら、検討を進めて参りたいと思います。
5. アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、多様な価値観が共生し、活力ある社会を形成する「共生社会」を実現することに資するとの確信のもと、これからもアイヌ政策の推進に取り組む所存であります。

## 日本国憲法 関連条文

(前文)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の債務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

# 「アイヌ施策のあり方に関する有識者懇談会」報告書のポイント

## 1 今に至る歴史的経緯

### (1) アイヌの人々につながる歴史と文化（旧石器～中世）

- ・北海道に人類が住み始めたのは旧石器時代であり、その後1万2千年前に縄文文化に入った。人類学的研究によってアイヌの持つ形質や遺伝的な特徴の中には、縄文まで遡るものがあることが明らかになっている。
- ・他の地域が弥生文化の時代であったころ、寒冷な北海道では稲作が広がらず、独自の続縄文文化が6世紀ころまで続いた。
- ・7世紀に入ると擦文文化が始まったが、この時期に現在に認識されるかたちでのアイヌの文化の原型がみられ、それに続く13～14世紀ころにかけ、狩猟、漁撈、採集を中心に一部には農耕を行う生活の中で自然とのかかわりが深く、海を渡った交易を盛んに行うアイヌの文化の特色が形成された。

### (2) 「異文化びと」と「和人」の接触～交易（中世）

- ・鎌倉時代以降和人が北海道との交易を盛んに行うようになり、また、室町時代の書物の中に、言葉の通じない「異文化びと」としてアイヌの人々の記述が見られる。
- ・15世紀半ばには、渡島半島の沿岸に和人が拠点を築き、先住していたアイヌの人々と交易を行った。交易の拡大に伴い両者の間でコシャマインの戦いなど抗争が続いたが、16世紀半ばには講和した。

### (3) 過酷な労働生産の場（近世）

- ・江戸時代に、松前藩がアイヌとの交易の独占権を家臣に与えるようになり（商場知行制）、アイヌの人々の交易は制限された。
- ・18世紀に入ると商人が場所の交易を請負うようになったが（場所請負制）、利益を増やすために商人自ら漁場を経営し始めた。アイヌの人々は漁業に従事させられ過酷な労働を強いられた。
- ・こうした中でも、工芸、文芸、思想、宗教的儀礼等独自の文化の伸長が見られた。

### (4) アイヌの文化への深刻な打撃（近代）

- ・明治に入って、北海道の内国化が図られ、大規模な移住により北海道開拓が進展した。
- ・近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁撈、採集などの場を狭められ、さらに狩猟、漁撈の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた。
- ・民族独自の文化の制限・禁止やアイヌ語を話す機会の減少は、アイヌの人々の和人への同化を進め、その文化は失われる寸前になった。
- ・また、圧倒的多数の和人移住者の中で、被支配的な立場に追い込まれ、様々な局面で差別の対象になった。
- ・現在も大学等で研究資料として保管されているアイヌの人骨の中にはその意に関わらず収集されたものも含まれているとみられている。
- ・明治32年（1899年）には北海道旧土人保護法が施行されたが、アイヌの人々の窮状を十分改善するには至らなかった。

## 2. アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き

### (1) アイヌの人々の現状

- ・多くが北海道に居住していると考えられる（北海道の調査により把握されている数は約2万4千人）。
- ・他の多くの日本人とほぼ変わらない様式で、衣食住などの日常生活を送っている。
- ・北海道に居住するアイヌの人々の生活状況は改善されてきているが、道民・国民全体との格差は依然として大きい。北海道外のアイヌの人々には特段の施策は講じられていない。
- ・アイヌ文化振興法（平成9年）制定によりアイヌ語や伝統文化の維持・伝承の裾野が広がっている。一方、継承や発展にとって十分に機能していない側面があるのでは等の指摘もある。
- ・アイヌの人々の他の日本人とほぼ変わらない日々の生活とアイヌとしての帰属意識を感じる生活はともに尊重されるべき。

### (2) アイヌの人々をめぐる最近の動き

- ・平成19年9月「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択（我が国も賛成）
- ・平成20年6月「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆・参両院で可決

### 3. 今後のアイヌ政策のあり方

#### (1) 今後のアイヌ施策の基本的考え方

##### ①先住民族という認識に基づく政策展開

- ・アイヌの人々は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると考えられることができる。
- ・国の近代化政策の結果、その文化に深刻な打撃を与えたという経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある。
- ・ここでいう文化とは、言葉、音楽、舞踊、工芸等に加え、土地利用の形態等の民族固有の生活様式の総体と捉えるべき。
- ・伝統を踏まえた復興とともに、それを核として新しいアイヌ文化を創造する視点が必要。
- ・偏見や差別の解消、新しい政策の円滑な推進のために、国民の正しい理解・知識の共有が必要。次の世代が夢や誇りを持って生きられる社会にしていく心がけが大切。

##### ②国連宣言の意義等

- ・宣言は法的拘束力はないものの、先住民族に係る政策のあり方の一般的な国際指針としての意義は大きく十分尊重されるべき。
- ・参照するに当たっては、各々の国の先住民族の歴史や現状を踏まえることが必要。
- ・アイヌ政策の根拠を憲法の関連規定に求め、積極的に展開させる可能性を探ることが重要。

##### ③政策展開に当たっての基本的な理念

###### ア. アイヌのアイデンティティの尊重

- ・アイヌとしてのアイデンティティを持って生きることを積極的に選択し、かつ、その選択に従って自律的に生を営むことを可能とする政策が必要。

###### イ. 多様な文化と民族の共生の尊重

- ・アイヌという民族が存在していることは極めて意義深い。広義の文化の復興へ配慮することは、多様でより豊かな文化を享有できるという意味において国民一般の利益にもなる。

###### ウ. 国が主体となった政策の全国の実施

- ・今後も地方公共団体や企業などの民間による自主的な取組は重要であるが、従来以上に国が主体性を持って政策を立案し遂行すべき。地方公共団体等との連携・協働が重要。
- ・全国のアイヌの人々を対象とする政策展開が必要。

#### (2) 具体的政策

##### ①国民の理解の促進

###### ア. 教育

- ・児童・生徒の発達段階に応じた指導方法や教材の研究、指導者研修の実施や教科書の記述の充実 など

###### イ. 啓発

- ・「アイヌ民族の日（仮称）」の制定による全国的に期間を集中した啓発活動の実施 など

##### ②広義の文化に係る政策

###### ア. 民族共生の象徴となる空間の整備

- ・アイヌの文化・歴史等に関する教育・研究・展示等の施設や大学等に保管されている遺骨の尊厳ある慰霊が可能となる施設の設置 など
- ・これらの施設を囲む、民族の共生の象徴となる空間を公園等として整備 など

###### イ. 研究の推進

- ・中核・司令塔的な役割を担う研究機関の整備による、研究のネットワーク化や研究者の育成、中長期的には総合的かつ実践的な研究体制へと発展 など

###### ウ. アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興

- ・アイヌ語・文化に学び触れる機会の拡充、アイヌ語の地位向上の取組み（地名表記等） など

###### エ. 土地・資源の利活用の促進

- ・伝統的生活空間（イオル）の拡充や自然素材の利用に関する調整の場の設置 など

###### オ. 産業振興

- ・工芸技術の向上、販路拡大、アイヌ・ブランドの確立、観光振興等への支援 など
- カ. 生活向上関連施策
  - ・北海道外のアイヌの人々の生活実態調査を実施し、必要施策の全国展開の検討・実施 など

### ③推進体制等の整備

- ・アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備
- ・アイヌの人々の意見等を踏まえつつ、アイヌ施策を推進し、施策の実施状況等をモニタリングする協議の場の設置 など
- ・国会等におけるアイヌ民族のための特別議席の付与については憲法に抵触すると考えられ、実施のためには憲法改正が必要となろう。特別議席以外の政治的参画の可能性については、有効性と合憲性を慎重に検討することが必要な中長期的な課題。同時に、アイヌの総意をまとめる体制づくりが求められる。など

### おわりに

- ・報告書で提言している諸政策を一体的に捉え、継続的かつ着実に取り組むことが強く期待される。
- ・立法措置がアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有するものとする。今後の取組を進める中で、この点についても、検討を求めたい。
- ・関係地方公共団体、民間の企業や諸団体、さらには国民一人ひとりの理解と共生のための努力が望まれる。



## 第2回 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 加藤理事長発表要旨

'08年9月17日(水)

首相官邸 2階小ホール

9月の初めに、残念ながら福田首相が辞意を表明されましたが、この懇談会の今後につきましては、引き続き所期の目的を果たすべく、アイヌ民族にとって、また日本政府、国民にとっても意義のある成果が導き出されますことを強く望みます。

第1回有識者懇談会終了後の福田首相との面談の際、日本はアイヌ民族を含めた「多民族国家」であるとお話がありました。その認識については委員の皆さんとも、間違いなく共有されているものと思います。そして、この懇談会の審議では、アイヌ民族が「多民族国家」日本における、「先住民族」であることを前提に取り運ばれるものと考えておりますし、各委員さんからも共感とご支持をいただいているものと考えております。あわせて、このことは取りも直さず、懇談会の開催趣旨や付託された主な検討事項を話し合うにあたっての、根幹となる欠くべからざる要件であると思います。



首相官邸にて福田首相、有識者懇談会委員と面談

さて、昨年9月の国連総会における「先住民族の権利宣言」採択に際して、ビクトリア・タウリ・コープス国連先住民族問題常設フォーラム議長が、私やアイヌの多くの仲間の考えと、同じ趣旨の発表をしておりますので、ご紹介いたします。「国連連合における宣言起草に多くの時間を費やしたのは、先住民族が固有の民族としての権利を持ち、そして全ての関係者による建設的な対話が、多様な世界観と文化に関するより良い理解やお互いの立場の再調整を促すものであるという確信があったからであります。そして、より公正で持続可能な世界に向けた、国家と先住民族とのパートナーシップの構築が、何よりも大切であるという信念があったからなのです。この宣言は、先住民族の状況に関する意識を喚起し、その進展をモニターし、さらに先住民族の権利を保護し、尊重し、達成するための重要な手段であり、道具でもあります。これら宣言内容が先住民族に適用され、人権に基づく取り組みの具体化とその運用に貢献し、あわせて国家や国連機関、先住民族と市民社会が、「第2次世界の先住民族の国際10年」のテーマである「行動と尊厳のためのパートナーシップ」を実現するための主要な枠組みとなることでしょう。」と述べ、結びに、「この宣言を効果的に遂行できるかどうかで、国家そして国際社会全体が先住民族の集団的および個人的人権を保護し、尊重し、達成するための姿勢が試されます。この歴史的な任務に立ち上がり、人類共通の未来のために、「先住民族の権利に関する国連宣言」を生きた文書とするよう要請します。」と呼びかけています。

今後、世界の先住民族との相互連帯によるネットワークづくりが進み、国連システムの取り組みとも相まって、ますます活動が活発になっていくものと思われます。ニューヨークで毎年春開催される国連先住民族問題常設フォーラムは、多くの先住民族が精力的に学び合いながら、自らの諸問題の解決について国連機関や各国政府との間で、対話と協調の精神を持って活動が続けております。

日本における「アイヌ民族の位置づけ」について、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を参照しつつ、どの様に定め、その政策を進めていくべきかを考えるとき、この「権利宣言」や国連人権条約監視機関が日本政府に求めている勧告や懸念事項に法的拘束力がないとの理由によって、決してこれらを軽視をすべきではないと思います。なぜなら、むしろ、再三再四「単一民族国家」との発言があった日本において、先住民族に関する国際的な人権基準には、これから取り組むべき多様な価値観を導入し、物事の本質を捉えた、豊かさや希望への架け橋となる英知が込められていると思うからです。そこには、多くの先住民族を抱えた国々や関係者、ならびに、先住民族当事者の貴重な経験に基づく、祈りにも似た「願い」が潜んでいるからであります。

ここで、多くの国の代表と国際機関、先住民族の仲間が出席する昨年5月の国連先住民族問題常設フォーラムにおいて、私からの「願い」であり、理事長の立場で発言したスピーチの一部をお伝えします。

「ちなみに、第二次大戦前に日本の植民地だった台湾、サハリンでは、現在、自国内の原住民・先住民族の存在を認め、具体的な施策を法的措置や漁業権の確保などにより取り組んでおります。国家との間で条約も結ばなかった弱い立場の先住民族の一つであるアイヌ民族が、パーマネントフォーラム出席の皆さんにその主張の正当性と国連の定義を持ち出すまでもなく日本政府がアイヌ民族を先住民族であると認知すべきであることをしっかりと確認していただきたく資料を示して情報提供いたします。日本ではアイヌ文化振興法が制定されたことによってアイヌ民族に対する法整備が整ったわけではありません。日本国の現行憲法には民族規定を想定しておらず、先住民族の国連権利宣言の結実や国内での先住民族の認定が無ければ、アイヌ民族の人権進展が促進されない状況なのです。当協会は、資料1のとおり昨年12月20日に政府高官に先住民族の認知と国レベルでの審議機関の設置を求め、現在のアイヌ文化振興法の拡充やアイヌ民族の経済的、社会的、文化的など広範にわたる法的措置に基づく施策の確立を求めるなど、民族間の格差是正のための抜本的な取り組みをするよう要請しております。過去の日本国のアジア地域の植民地化はアイヌ民族への植民地化から始まりました。日本国が歴史的事実を直視しアイヌ民族に対する責任遂行としての政策に取り組むことは、資料2にある日本における植民地主義の本当の意味の終焉と人権の主流化を実践すると同時に、国際社会での平和構築と社会正義の実現のために必須のことと考えます。日本国が真の人権国家となっていくことを期待しその実現を信じております。ご来臨の皆様のご理解と今後のモニタリングを含めたご支援をお願いいたします。」と発表しました。

国際連合を尊重するという日本政府の一貫した方針及び国際的なルールを尊重するという憲法第98条2項の精神などを踏まえ、先住民族であるアイヌ民族には、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を十分に、そして余すことなく尊重していただき、これからの日本国内における政策立案を積極的に導き出すことができるよう、心から期待をしているところであります。一方で、日本における先住民族アイヌは、他国の国情及び先住民族の状況と異なるものがあるのも事実であります。「人種」や「民族」の概念などに関してかねてから教育の機会での理解の必要性が日本文化人類学会によって指摘されておりましたが、この6月の国会決議の前日にも同様な趣旨の見解を配付資料のとおり表明しております。第二次大戦前の公教育において、小中学生の国定教科書は、おおむね全国一律同じ教科書が用いられておりましたが、その地理、国語、歴史の教科書には、大和民族と並んで明確に土人としてアイヌ民族のことが記載されておりました。

北海道ウタリ協会では、自らの組織名を、来年から、「ウタリ」から本来の民族呼称である「アイヌ」に変えることにしました。名称の変更をすればまた弱い子供たちに対する差別が惹起するとか社会のアイヌ民族理解がまだ醸成されていなく時期尚早との意見があり、不安が無いとは決して言えません。しかし、この機会に勇気をもって日本社会に働きかけをする決意なのです。戦後日本は、戦前の極端な自民族（大和民族）中心主義の反動からか、「民族の枠組みからの国家観」を排除する方向での国民国家づくりを進めました。少数のアイヌ民族は排除され、そして同化され消滅してしまったと一方的に決めつけられたのです。すべて民族呼称や民族存在の有無さえも、その決定の主体は多数者の論理でした。これまでの「何時の世もすべて少数者の意見は反映されても最後になるのが当然だ」、「民主主義は基本的に多数者の論理が優先するんだ」という誤った考えが、私たちを置き去りにした大きな原因です。挙げ句の果てにアイヌ民族の身体的差異をあげつらって人種差別的発言をされるのでは、何ら立つ瀬がないのではないのでしょうか。例えば少数であろうとも、その個人の出自に由来する民族としての背景はすべての「人」が持っており、その基本的人権が守られるべきなのが前提です。すべての人間はこの世に生まれるときに産声を発します。産声はどの個人もさほど変わりはないのですが、人間は母親、父親から発せられる言語によって、また、その言語を育んできた集団の文化によって、社会によって育まれ、初めて人間となるのです。その社会や集団から身につけた言語、知恵や技術などを次の世代へ受け渡すのが文化伝承です。

アイヌ民族の場合には、大正から昭和初期のころ、アイヌ民族の日本人化を積極的に加速する「旧土人小学校」が全道に25校設置されており、授業科目も和人の学校より少ない分離差別教育が行われていました。アイヌ語から日本語へとその言語の変換が政策的に推し進められました。急激な変化にアイヌ文化も打撃をうけ、アイデンティティの揺らぎまでへと進んできたのです。その頃は、アイヌ語しか理解できないアイヌのグループ、アイヌ語と日本語両方が理解できるグループ、日本語しか理解できないグループが同時に存在していた時代です。昭和12年、戦時色が色濃くなった頃、北海道旧土人保護法の大きな改正がありました。アイヌ語しか理解できないアイヌのグループが段々少なくなるにつれ、同時に戦況も厳しくなり、ついにはアイヌ施策が行われなくなったのです。北海道は戦前は内務省が管轄しており、北海道旧土人保護法が制定された頃には、北海道議会は存在してお

りませんでした。ちなみに、明治元年には、北海道の人口はアイヌ民族を含め、6万人程、和人のほとんどが道南の渡島半島内に住んでおり、一方、アイヌ民族の多くは、それ以外の地域に住んでおりました。アイヌ語を話し、明治20年頃までは自らの生業に関し、一定の自由度を保っていたのです。明治維新による大きな社会構造変革のひずみを、北海道への殖民政策が一手に引き受けました。いわゆる元年組と言われるハワイ、グアムへの明治初期の移民が現地で奴隷のように処遇されたことから、海外移民は明治18年まで禁止となり、専ら北海道への移民のみが奨励されたのです。「北海道旧土人保護法」制定の前年、明治31年には、全道人口853,239人、内アイヌ総数17,573人、そのわずか20年後、大正7年には、全道人口2,167,356人、内アイヌ総数17,619人と統計資料に掲載されています。世界のどこにも類例の無いほど、一定の地域に怒濤のごとく移民が押し寄せたかが分かんと思います。現在、北海道の総人口は560万人となっております。その様な経緯に加え、戦後は「北海道旧土人保護法」の積極的な保護的支援施策は進められるどころか「自作農創設特別措置法」改正に伴い、同法によりアイヌに下付された給与地が適用となり没収などの憂き目にあいました。河川や道路工事に伴う給与地売買の許認可と共有財産の管理のみ北海道知事が行っていました。アイヌ施策は完全なおざり状態が16年間続いたのです。戦後、国家の立て直しの中、新憲法発布と同時にアイヌ民族は、実質、法的に無視されたのです。

昭和36年にウタリ協会の活動再開に合わせ、ようやく行政が福祉政策として対応することとなりました。それから、国は「単一民族国家」の標榜を、平成3年まで続けてきたのが実態です。このようにアイヌ民族にとって四面楚歌のような社会と認識の土台の上に「先住民族」の概念さらに「先住民族」の権利を主張できる当事者であることを理解してもらうには大変な努力が必要です。それでも何とかこれまでは社会の無理解に抵抗しながら、くしかし、このことは人によっては国家にあらがう不満分子のように、また、ひどい場合は差別利権を求めるように誤解される方もおられるようですが、北海道の支援も受けながら、組織の活動資金もない中、自らの啓発を進めてきたのです。いよいよ当協会の活動資金も底をつき、現在、理事会旅費はすべて自費であるばかりか、この懇談会への対応や、国会や政府への要請活動が資金的にできなくなる寸前の状況であることも現実なのです。かつて「アイヌ民族に関する法律」制定要望に際し、アイヌの自主性が最大限に確保され、国の適正な監督が及ぼされる性格のものとして、アイヌの自立的活動を促進するための自立化基金の創設を要望しましたが、アイヌ民族自らの活動を支援することについては、国の支援は必要不可欠です。現在、アイヌ文化振興法の活動についても、多くのボランティアの負担を強めているのが実態です。

先住民族の主體的なあらゆる活動を活性化することを含め、新しいアイヌ政策の検討に当たっては、まさに国連宣言条項にもある「国家からおよび国際協力を通じての資金的および技術的な援助を利用する権利」を検討課題として取り上げていただきたいと思います。「単一民族国家」発言の話題が持ち上がったころには、啓発活動はアイヌの力だけで行っていましたが、日本文化人類学会は、はっきりと理解と応援をさせていただいてきております。「民族」と「文化」は、まさに関連性が強く、理解されやすい領域です。しかし、歴史学や法制史を含めた法学、教育学など、体系的な学問領域からの啓発や理解不足解消への取組みはなかなか進まず、研究体制は十分とは言えません。これら領域の取組みを進めていただくことはとても重要です。いずれにしても、日本国内でのアイヌ民族理解が驚くほど乏しいこと、諸課題の解消を難しくしている大きな要因の一つは、前回、山内委員、佐々木委員から発言がありました、これまでのアイヌ民族に対する公教育をはじめとした国民の理解や学問的な研究の取組みが、不十分であったという指摘に、私も全く同感であります。何よりも政府を初めとした国家の責任においてしっかりとした人道主義の柱を打ち立て、公的で専門的な啓発、教育をしてもらわなければ立ちゆきません。

そこでこれは私からの提案ですが、例えば、この審議会の報告書の骨子が固まる頃に、社会的な影響力が絶大である各委員の先生が主体となって、個人の資格で率先して講演会などを催すなどの機会を検討していただけないでしょうか、可能であるならば全国エリアのテレビや新聞などで、国民への啓発活動をしてもらうことを内閣官房の事務局へもお願いしたいと思います。その様な切っ掛けを作っていただき、理解促進の気運を高めていただければ、ありがたいと思います。実現できれば率先の取り組みとなるでしょう。国民の理解には教育や啓発によって目を開いてもらうことが必要です。この国民の理解促進は、短期、中期、長期の仕分けには馴染まない事柄です。それぞれの場面や状況に応じ、効果的な手法とその影響を想定して、今後、恒常的な対応をしてもらう事柄と思っています。

次も同じく、大きな影響力のある文化行政的な側面での提案です。人間文化研究機構の各研究機関には国立民族学博物館を除き、アイヌ民族関連の研究スタッフがおらず、取り立てて窓口がありません。人間文化を取り扱う

のであれば、同じ人間のアイヌ民族を仲間はずれにしないで国家プロジェクトの側面として強化していただくことを検討して欲しいと思います。

次にその啓発とこれからの政策立案の方策に当たり、特に訴えるべき観点について述べていきたいと思います。一つ目は、「同化政策」に焦点を当てた観点です。一概に「同化政策」とは言いますが、換言しますと、「日本国民」に強制的に組み込まれること、「民族的アイデンティティ」、内心への脅迫なのだ、ということとを、先ず始めに想像していただきたいのです。先住民族であるアイヌ民族は、江戸時代の後期からの歴史的過程において、繰り返し、同化政策を強いられてきました。民族独自の文化や言葉を捨てさせられてきたことです。アイヌ民族に対する同化政策は、江戸時代の幕府直轄時代にロシアの南下との関係で、そして明治政府の近代化、植民政策の脈絡のつどに、進められてきました。江戸時代から中央と地方の関係や流通商業による不平等な交易、労働力の搾取など民間人と統治体制との構造的な枠組みの中に位置づけられ、国家間の政治的な要因や国際間の法秩序との関連性などにも大きく影響されました。いずれも「ロシアの動静」及び「国内事情や法制度」と「国際関係」との相互バランスが基底となってきたのですが、「同化政策」の動機付けは、アイヌ民族にとって全てが外部からの影響、翻弄にすぎなかったのです。同化政策と同時に、隣国ロシアとの間に結ばれ数度にわたり変更された国境線画定や領土問題に絡む国際条約締結などにおいて、否応なく、樺太アイヌ、千島アイヌが居住地から移住させられました。

二つ目の観点は、「土地と資源」です。アイヌ語では概念が異なってきますが「モシリ」、「イオル」、「アエブ」などで対応するものです。アイヌ民族が古くから居住し、山川海すべての大地や海洋にある動植物との密接な関わり合いの中、広義の文化享受と自らの民族の生命を託してきた、いわゆる「土地と資源」が、自らが他の場所に移動することなく、居ながらにして他者に奪われたことです。また、あまり知られてはおりませんが、道内市町村史にも記録されているように小樽、旭川、釧路、網走など、入植者の都合により、北海道内においても居住に適した土地から別の不適な土地へと、多くの強制的な移住が行われました。アイヌ民族の生活は、基本的に「土地と資源」から生産される一次的な自然資源の生産物とその交易により成り立っていました。自らの日々の生活を営むため、子孫を育むため、自然との調和が取れた社会を維持し、発展させるための可能性や自らの世界観、価値観の基盤となる、様々な「人」と「土地・資源」との繋がり、「神々」との繋がりが分断されました。そして、それが継続できなくなってきたという厳然とした事実があるということです。

三つ目の観点は、「法制史」です。「法制史」の変遷過程とそれら時代背景や実効性を検証することがこの懇談会審議に重要であると考えます。憲法でいう国家の三要素「領土」、「人民」、「主権」との関係もありますし、先刻の国会決議にある「我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも、差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を厳粛に受け止めなければならない」、のくだりは、実質的に、一方的に無主の地として日本領土に組み入れた後、地券発行条例などの4つの土地法などを定め施行してきたという具体的内容を共通認識としなければなりません。「同化政策」も「土地・資源」の収奪も抑圧される側への法制度などとしての押しつけがあったからに他ならないからです。その権力側からの多くの与奪に法律や制度が関わってきたからです。「民族」としての対策の一貫性が保てなかったことと「先住民族」と認めたがらなかったことは、表裏一对で、もちろんその政策判断や効果の検証なども曖昧なままにされてきたのです。

「同化政策」、「土地と資源」、「法制史」の三つの観点から、アイヌ民族と日本、日本人との関係性を述べましたが、基本的な問題は「民族の自決権」、当事者の存在尊重、そのとらえ方とあり方、そのものが重要視されてこなかったことです。このように述べる一番の理由は、今回の政策を考えるに当たっての根幹の思想を設定するに当たって、認識の過ちをしないためであります。また、私たちが現在、歴史認識を訴える際に紹介している資料は、逆照射的ではありますが、和人松浦武四郎の紀行集でもあるのです。その紀行集は、当時、公正で人間的な眼差しをもって記録されており、少なからずその様な人たちとアイヌ民族との交流があったことも事実であり、その記録は、現在の私たちの主張を下支えしてくれていますし、時代を超えて人々の胸を打つ、普遍的な価値を持っています。このような歴史のつながりあいを見ると、差別する側と差別される側だけの構図で物事を強く主張しすぎると、個人レベルの観点の欠落や反発がつきまとうことにもなりますので、慎重に丁寧に理解促進を図っていかねばなりません。歴史認識や評価、相手のある交渉ごとなどでは、複眼的にあるいは俯瞰して遠くから引いてみるなどのものの見方や考え方、寛容さなどが必要です。最も大切なことは、相互にお互いの内心にある良心を感じ合い、立場などを尊重し合い、愛されうる主体になろうと努力することです。誠意を持って真摯に取り組む態度、姿勢、そのものの貴重さなのではないでしょうか。

これら、る述べてきたことが私たちの本当に訴えたい対話の姿勢であり、お互いが納得するための知恵なのです。その様な意識を持ちながら、四つ目の観点であるアイヌ民族の「生活実態」や、政府に対するこれまでの要請の変遷等に触れて参りたいと思います。平成18年度北海道アイヌ生活実態調査の報告については、高橋委員(知事)の方から詳しく報告がありますので、説明を省きますが、北海道ウタリ協会は、昭和54年に行われた第2回目の北海道ウタリ生活実態調査の結果と当時の北海道ウタリ福祉対策の効果について協議し、当時、実効性の無くなっていた「北海道旧土人保護法」の存廃などを検討した結果、これまでの施策体系の実施ではなく抜本的、新たな総合的な民族対策でなければ、アイヌの社会的地位の向上は図れないとの判断に至りました。昭和59年北海道ウタリ協会総会において、「アイヌ民族に関する法律(案)」を決議し、国に対して新しい法律の制定と「北海道旧土人保護法」などの廃止を求めるため、同年7月、北海道知事及び北海道議会議長に新法実現に向けて協力要請を行いました。その新しい法律の要望骨子は、第一「基本的人権」、第二「参政権」第三「教育・文化」、第四「農林漁業、商工業及び労働対策」、第五「民族自立化基金」、第六「審議機関」の六項目を列举し、抜本的かつ総合的な制度を法的措置によって国の責任のもと確立することでした。その後、北海道段階での審議を経て、北海道、北海道議会、ウタリ協会三者が、参政権に関する要望は憲法論議に発展するとのことで削除し、民族教育を含め教育一般も抜け落ちた形で、国にその制定を要望したのです。結果的に、前回、平成8年の国の有識者懇談会において、立法措置に基づく新しい施策の概要をアイヌ文化振興を柱とした報告書として提言されました。

しかし、この報告書は、アイヌの先住性、民族性、文化の特色そして我が国の近代化の4点から、アイヌ民族の特質や歴史について述べていましたが、アイヌの先住性と民族性については個々の記述に止まり、それらを統合する概念としての先住民族については時代の制約から明確には言及できませんでした。また、北海道ウタリ福祉対策(現行、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策「北海道アイヌ生活向上推進方策」)については、この実施をもってしてはアイヌの生活向上に十分に応えうるものとは必ずしも言えないと評価しています。現在も依拠する法律がないままその施策が進められ、単年度の事業総額は、年々減少の一途をたどってきています。アイヌ文化振興法制定当時、衆参両院内閣委員会での附帯決議に「北海道ウタリ福祉対策」に対する支援の充実に、今後とも一層努める」とあるにも関わらず、当時の予算総額34億円から16億に、アイヌ文化振興法の総額も2億円減額となっているのです。さらに、北海道から道外へ転居したアイヌに対しては、必ずしも十分とは言えないとされた、その対策すらも適用されないという施策の限界、属地主義に阻まれた矛盾もそのままになっております。

本年3月、福田首相宛で新しくアイヌ民族政策として属人的な立法措置を求めたことは、この度、国際連合の「先住民族の権利に関する国連宣言」などの国内対応や北海道アイヌ生活向上推進方策の拡充など、前回有識者懇談会で整理されていた大きな積み残された検討課題であり、今後の取り組みが期待される審議課題とまさしく符合しているもののなのです。立法措置による新しい総合施策がなければ、我々が望む、幼児期からの一貫した手厚く効果的な教育支援制度、文化に直接携わっていない事業者支援、熟年層への職業訓練などの諸施策、道外アイヌへの施策実施やお年寄りへのあらゆる角度からの生活面へのセーフティネットづくり、無年金者や健康保険未加入者、低賃金世帯の支援、保護世帯からの脱却などの問題解決は図られません。

前回も申し上げましたが、50歳のアイヌ男女の60%が中学校までしか卒業してなく、そのすぐ上の世代は、おそらく70%以上が中学校は卒業すれども、ほとんど満足に修学できていないのです。現在、大学進学率は北海道平均の2分の1です。その原因には、アイヌ語から日本語へと言葉を換えざるを得なかった、私の祖父母の世代、親の世代が受けた人種偏見や民族差別と貧困、社会への不適応なども含めた、複合的な要素が絡んでいると考えられています。このままの対策の継続では低所得、低学歴の再生産が延々と続きます。そもそも全国でも最下位ランクの北海道の大学進学率38.5%と比較するのではなく、全国の大学進学率55.3%とアイヌ民族の進学率17.4%とを比較するべきで、道外のアイヌも支給されるべきものではないでしょうか。いずれにしても、現行施策には現状の進学率をようやく維持してはいるものの、昭和50年代にウタリ協会が想定したとおり根本的、飛躍的な向上には結びついていないのです。教育機会の充実と多様化は、幅広い知見を生むことになり、就労や労働、生活意欲などを促していきます。デジタルディバイドなど、所得格差から生じる教育環境の整備、学力、知力の向上支援を積極的に促進することが必要です。

あわせて、民族的アイデンティティの涵養などを柱とした、民族教育的側面の教育機会の充実は、アイヌ青少年の健康な発育に欠かせない要素です。現状の文化対策をも超えたアイヌ自身が自民族の文化教育を可能とし、民族教育の実践ができる体系的な教育施設整備や人的体制を含めたシステムづくりが必要です。理解の促進について、公教育へのアイヌ文化、歴史の導入も大変意味を持つものになると思います。オーストラリアで実施されてい

る遠隔地の青少年への教育、一般と民族双方の教育に対応するインターネットの活用など、アイヌ民族専用で、さらに広く一般社会にも活用の手立てが工夫されるなどの新しい発想による象的な施設整備や施策の創設を望んでいます。国立のアイヌ研究センターは残された課題の一つとなっていますが、これまでの文化対策にも増してアイヌ民族自らが文化実践、研究を担う主体となり、国民理解につながる研究施設、国際的な先住民族理解に結びつく教育やアイヌ語を始めとした総合的なアイヌ民族学院のような象徴的な施設の設置も切望いたします。

現在、アイヌ語の基礎データを始め、文化振興の最も柱となるあらゆるアイヌ民族関連の基礎的情報の収集、集積、社会還元などに関する取り組みが遅れております。今後、本格的に取り組んでいくためには、アイヌ語、アイヌ文化の専門家養成、特に、時間が掛かる人的養成、体制を作り上げることが欠かせません、是非、強力に推進していただきたいと思います。

人類学の分野では、江戸時代後期にイギリスとの間で外交問題となったアイヌの墓からの人骨盗掘事件が起こっています。また、盗掘の結果、全国の大学に収集されたアイヌ人骨の返還や、人類学研究のあり方とその対応策を進め、全国的な啓蒙と和解の象徴となるような施設の設置ができればと考えております。

そもそも文化とは人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果であり、生活の様式と内容を含む広い概念で、アイヌ文化もこの広義の文化なのです。しかし、アイヌ文化振興法は、このアイヌ文化をごく狭い意味の狭義の文化でとらえ、「人」を認定しないで進められています。アイヌ文化振興をより理想的な形にするには、本来の文化の実践及び振興の方向に近づける工夫が必要です。例えば文化振興と付随する文化関連の経済行為とが並行、付随するような工夫があれば、その裾野が広がります。「土地・資源」を収奪された先住民族の広義の文化実践には、形を変えた特別な公有地、公有林などの利活用・貸与、管理などの方策を取っていただきたいと思います。文化は、集団的、時間的な要素で成り立っていますが、先住民族文化は、さらに「土地・資源」の要素に大きく依存して成り立つもののなのです。また、これまで観光産業に携わるアイヌの仲間の努力が大きな柱となってアイヌ文化伝承を支えてきたことも事実です。このような集住した観光地での民間努力を後押しする、工芸学院などを設置したり地域やコミュニティを包括し、大きな網をかぶせたモデル的支援対策をとって、さらに力強い文化振興の核づくりとすることも提案したいと思います。

故萱野茂参議院議員は、アイヌは北海道を売った覚えも、貸した覚えもないと話していましたが、文化振興に限らずせめて私有地を除いた公有地や公有林の利活用や考えられる雇用創出の便宜供与など、明治初期、生活のための捕獲を保障されていた共有漁場などを奪われた歴史的経緯などから、漁業権の一般の権利侵害を伴わない範囲での一部付与などは、必要、不可欠な事柄です。国民の理解や法律問題など、根本的、複雑な課題が横たわっているものとは思いますが、実現の可能性を模索し、早急な検討課題としていただきたいと思います。また、かつて協会総会で考えられた、参政権の特別付与は、海外の先事例に倣い、アイヌ民族の意見が政治、行政に反映される方途として例示したものです。やはり国内では、政治的なアイヌ民族に対する支援の優先度が低く、アイヌ民族の将来に向けてなかなか真剣に取り組んでいただけていない感は否めなかったのです。従って、参政権の特別な付与については、それに対応するアイヌ民族自らの議会を整備することによって、進めていきたいと考えております。「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関連し、このような政治における歴史的、社会的な因果要素を多くはらんだ問題は、これまでの理解の枠組みや慣習、現状の社会システムとぶつかるなどの障壁が立ちます。公教育へのアイヌ文化、歴史の導入や公有地の土地資源の利活用、知的財産権の整備、漁業権や雇用機会の開拓など、さらには土地・資源の賠償補償、参政権などの事柄など、「先住民族」の課題解決には、このような様な検討課題が多岐にわたっています。当事者からの要望を国家の責任において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に照らして、解決していただきたいと思います。

アイヌ文化振興法の趣旨を実践し、その取り組みを促進するには、それを中心に支えるアイヌ民族個々人の生活支援から始めなければなりません。今は、文化活動に携わろうにも一部のものしか参加できなく、当然、経済活動にも結びつかず、どっちつかずの状況になっているのではないかと感じています。

オーストラリア、ニュージーランドでは先住民族専門の省、アメリカでは局が設置されておりますが、日本においてもそのような窓口機関を内閣府に設置して欲しいと思います。国連事務総長が設置を促すトライバタイコミッティのような審議機関をその内閣府の窓口機関に据えるなど、継続的な審議をすることも延長線上で望んでいます。アイヌ民族の意見を聴取し、機能性も兼ね備えつつ、継続的な支援体制を担保するもの、そして、その成果をモニタリングするためには、複数のアイヌ代表や学者など、さらに国際機関などを交えた仕組みのものが



考えられると思います。そしてより効果的な施策の検証、確立のためには、専門的な国の実態調査も必要と考えます。これら施策実施に係る資金については、これまで当協会などが要望していた自立化基金を創設するにも、国費を継続確保するにも、いずれにしても、国民すなわち国会での理解を得た予算を伴う立法措置が不可欠です。そして多くの課題を、整理しつつ、取り組み手順を定めていくこと、これには作業の長さ、問題解決のために、時間をかけることが前提のものなどもあります。合理的で納得のできる結果になればありがたいと考えています。

「先住民族の権利に関する国連宣言」を忠実に施行していくためには、この懇談会の主な検討事項に上げられていたように、諸外国における先住民族政策など、反対票を投じた4ヵ国や台湾などの先行事例に学び、現地調査ができれば特に有効と思いますが、それら施策の考え方を十分に取り入れて、アイヌ民族政策を立案すべきと思います。

最後に、国会決議の際に述べられた町村内閣官房長官の談話が、最も充実した形で結実されますことを期待しております。

長時間にわたる発表、ご静聴に預かり感謝申し上げます。

## 「世界考古学会議」全体会での加藤理事長発表原稿

平成28年9月1日(木) 11:30~13:30

同志社大学 室町キャンパス寒梅館ハーディホール

イランカラブテ。世界各国からお集まりの皆さまこんにちは。

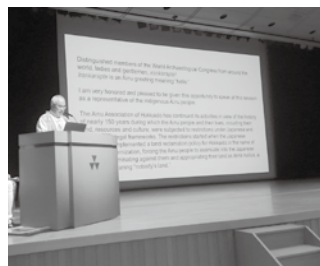
今日は「世界考古学会議全体会」において、先住民族アイヌの立場から発表の機会を与えて頂きましたことを、大変光栄に感じ、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、北海道アイヌ協会が、これまで活動を続けてきた背景には、日本の近代化と称して実施された北海道の開拓政策によってアイヌ民族への急激な同化政策や人種差別、アイヌ民族の居住域を「無主の地」とし土地や資源、文化などが国内外の法的枠組みによって制限を受けた150年があったこと、そして、このような歴史には、他国の先住民族同様、少数者ならではの拭いきれない実体験からの苦悩があったからです。

その解消にはアイヌ民族の努力のみでは成し得ない側面があることを、先ずはじめに皆さまにお伝えしたいと思います。その上で本日、皆さまにお願いしたいことは、先住民族の存在が、その国内において厳然と位置づけられるためには、関係する研究分野の学協会等が学際的な研究により、その研究成果を社会的に還元し、研究の公平公正性を保ちつつ、あらゆる教育分野や法体系への評価や影響を与えていくという、「倫理」や「社会」、「人権」に配慮した実践的取組と社会発信をして頂きたいということです。特に、考古学的、人類学的な研究成果は、先住民族アイヌのアイデンティティ形成に欠かせない実証的な証しと成り得るものですし、その成果自体が人類の歴史の中で、多様で豊かな彩りとなると考えるからです。

一方、日本国内でのこれまでの考古学、自然人類学、文化人類学、歴史学、言語学などの研究は、それぞれ分野別に、さらには人文系、理学系、医学系へと分断されました。

また、その研究の関心事は、アイヌ自らが求めるものではなく、「研究する側」、「研究される側」との大きな断絶もさらに加えられて、「主体」と「客体」の関係性として当然視され、固定化し続けました。その結果、総体的に「人」としての尊厳を欠いたままアイヌ民族の人骨や副葬品などが収集され、研究し取り扱われてきた側面があり、1930年代には、国家的なプロジェクトの一環として遺骨収集が促進され、それら疑念が解けないまま未整理の状況が、今日まで続いてきたのです。7月下旬、国や大学、関係機関等の調査協力により、アイヌ遺骨が12の大学で1,636体を、また、北海道内外13の博物館等に少なくとも73体の遺骨が保管されていることが政府から報告されましたが、その全体像や副葬品の具体的状況はいまだ未確認です。収集経緯の記録が判然とせず、頭骨と四肢骨が一体化されないもの、副葬品も遺骨との一対確認ができず、返還すること自体ままならない保管状態のものが多くあります。さらに民間レベルの調査では、古くは1870年代から当時一線級のヨーロッパの研究者の記録などに



加藤理事長スピーチの様子

よって、72体のアイヌ頭骨が、サハリン（旧樺太）も含めた日本の地からドイツやロシアに渡っていることが確認されました。その他、最も古い収集記録として、1865年（慶応元）江戸時代後期のイギリスとの間で外交事件となった道南地域のアイヌ人骨盗掘事件もあり、アイヌの遺骨や副葬品の収集、取扱い、法的位置づけなど、その全容は、当初から現在に至るまで未解明のままなのです。

真理の探求を名目とした一方的な科学信奉的な価値観だけが先行し、その研究成果が行き着く、社会還元への貢献が疎かになってきたと思われるのです。

その端的な証しとして、アイヌ民族は、日本において25年前に「民族」として、8年前に「先住民族」として、ようやく名目上の復活を得たばかりだからです。先祖代々、北海道、樺太、千島などを中心にこれらの土地に居住し続けてきたにもかかわらず、公的な不認知、法的差別体制が布かれていたからこそ、研究の関心事がアイヌ民族が求めるものや、公平公正さから遠ざかってしまったのです。

日本考古学協会の設立は、第2次大戦後です。戦前は、人類学中心に個人が多く、学問領域にまたがり研究を行っており、戦後には、領域別の学協会に細分化されると一層、「誰のための」、「何のための」、という研究目的の基本的な押さえが曖昧となり、全くアイヌ民族の自尊心に響かない、先住民族問題として捉える根本的な研究視点が欠けたものとなってきてしまいました。

このことは、アイヌ民族への認知だけではなく、日本国内の大多数を形成するグループの自称民族名が、第二次世界大戦前には国定教科書において「大和民族」とされていたものが、戦後、死語となる位、全くと言って良いほど使われなくなり、曖昧なままとなっていることから伺えます。

日本の民族的な多数派、少数派ともに国籍条項だけでなく、これらの属性や系譜に係る共通の観念設定をすることこそが肝要であり、憲法における基本的人権と国際人権法における人権の理解については、基本的に齟齬があってはなりません。ですから、こうした研究は人権擁護や差別解消の取組に関しても社会的配慮を欠くことなく行われるべきと考えます。



「世界考古学会議」先住民全体会2人のコーディネーターと加藤理事長（右から加藤教授、ウズマ教授）

ほとんどの日本国民は、明治後期、1910年に「北海道」が「樺太」や「台湾」同様「植民地」との認識の下に、国内法「外国人土地法」が制定されたことを理解しておりませんし、翌1911年、ロシア、アメリカ、イギリス、日本との間でインディアンやアリューート同様にアイヌを先住民族であるとの認識の下に、独自の狩猟権を認めた国際条約「猟虎オットセイ条約」が結ばれた歴史があることを理解しておりません。さらに大戦後は、手の平を返したようにアイヌ民族を民族とも認めないとした公的差別が、戦後1945年（昭和20）から1991年（平成3）まで続いてきた事実についても理解しておりません。

日本国のオリンピックの初参加よりも8年早く、アイヌ民族が1904年（明治37）のセントルイスオリンピックに「人類学の日」と称した先住民族の付属イベントや競技に参加していましたが、その意味やその背景が何であるかを知って頂きたいのです。

1956年（昭和31）の現行憲法下、ILOから世界各国に照会があった98項目の質問文書「独立国における先住民に関する生活と労働について」に、我が国政府が実態とは全くかけ離れた報告により、先住民族アイヌの存在を無きものとしています。その様なことから、北海道アイヌ協会では、「日本文化人類学会（旧日本民族学会）」や「歴史学研究会」への声明発表の要請をはじめ、「日本考古学協会」や「日本人類学会」との間では、これまでの研究のあり方、公教育や研究成果の社会還元などが適切に進められてこなかったことなどをお伝えし、両学協会代表役員との対話と合意によって、その改善や、今後の取組を進めたいと考えております。また、同じように公教育の改善には、現在、国で審議が進められている小中学校等「学習指導要領」の改訂に伴い、同様の趣旨の要望書を文部科学省にも提出しているところです。当協会では、国際人権システムの活用を打開策と考え、当時の首相の「単一民族国家発言」の翌年、1987年から国連の先住民作業部会に出席し、アイヌ民族の国内人権状況を継続的に報告してきました。

1992年（平成4）、国連総会会場の「国際先住民年記念式典」でアイヌ民族として当協会理事長がスピーチをした時点でも、先住民族の定義が曖昧との理由で、日本国内では、アイヌは先住民族とは認められないとされました。

1997年（平成9）には、アイヌ文化法が制定され、国民への理解のための事業などが推進され、一定の効果が見て取れるようになりましたが、総合的な先住民族政策までには至っておりません。



2007年(平成19)「先住民族の権利に関する国連宣言」採択以降、国内状況も変わり、2008年(平成20)「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」を受け、現在、内閣官房長官の諮問機関「アイヌ政策のあり方に関する有識者会議」報告書の提言に基づき、先住民族政策が検討されております。

本年、7月28日に開催された「アイヌ政策推進会議」の関連会議資料にアイヌ先住民族政策について、菅内閣官房長官の意向に基づき「これまでの固定観念や先入観を取り払い、アイヌに寄り添った視点で行う」との基本的な考え方が明記されました。総合的な先住民族政策として法的基盤の整備に向け、根本的検討が加速するものと期待をしているところです。

閣議決定によって、2020年東京五輪・パラリンピックまでに設置されるナショナルセンターである民族共生象徴空間、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、そして尊厳ある慰霊の実現に向けた慰霊施設が真の意味をなすのです。さらに、学協会や国内、国際的な支援が相まってこそ、先住民族のアイデンティティ形成と共生社会の基盤が定められると思っております。

祖先の遺骨や副葬品が国の責任の下、関係機関が誠意を尽くし発掘時の姿にすることで、在るべき慰霊の姿となり、返還を含めた禍根の無い解決が、現実味を増すと考えます。どうぞ「世界考古学会議全体会」として、今後の日本国内での先住民政策の取組についての国際的な後押しと、継続的なモニタリングを続けて頂き、遺跡や遺構、先祖の営みから将来の先住民族の生き方や精神的、哲学的な価値観を見直し、再活性化するような支援機能を考えて頂ければ幸いです。

本日ここにお集まりの皆さま、関連する国内外の機関、組織の皆さまが、先住民族アイヌの思いの一端を理解して頂けたなら、有り難く光栄に存じます。最後に皆さまからの心からのご支援を改めてお願いして、発表を終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

# 「先住民族アイヌ」の法制史概要について

## ◎論拠の観点 <国内事象☆と国際事象★>

(アイヌ民族の取り扱い —時代、交渉相手、場面により異なる)

- 1 土地・資源とそれから派生するアイヌ民族の各種権原との関係性  
・特に土地・資源の取奪(内国国内化)、文化享有権(同化・強制移住)など
- 2 2つの憲法での捉え 実定法(北海道旧土人保護法など)とその機能  
・領土・国民(臣民)の法的押さえ、その決め方(決定権)
- 3 政府の国連機関への報告書など 一貫性の欠如を確認  
・関係法の趣旨と国連・ILO(先住民族)の人権基準に照らし

「ケーススタディ」  
「共有財産」の歴史を  
考えよう!



### ③ 北海道旧土人保護法 理由書(解説文)

北海道旧土人の保護については、たゞれらの差別無く平等にこれを受ける天皇のお考えをうけて明治のはじめから施策を講じたが、いまだ充分にその目的を達してはいない。思うに旧土人が天皇の仁政の感化をうける日が遠く、その知識の啓蒙が大変低く、ために古くからのその生命を託していた自然の恩恵をだんだん内地からの移民に押寄せられ、時が経るにつれ生活基盤を失い、たゞ貧困に陥り果てだけの状態になってしまった。これは優るものが勝るものから負ける自然の成り行きであり、どうすることもできないのである。しかしながら旧土人も等しく天皇の臣民であり、いまやこのような悲境に落ちたものである。これを目にしてこれに手だてをしないわけにはいかない。そこでこの救済の方法を設けて災いを除き、窮乏を救い、適当な産業によりその生活を保全し、その家計を成すようにするのには、誠、国家の義務であり、天皇のお考えに添うものであると信じているのである。これが本案を提出する理由である。

①1854年(安政元) ☆日本国魯西亜通好条約(日露親善条約) 初の国境設定 → 裏右面 解説1参照  
<アイヌ民族(蝦夷人・土人)の先住は両国とも自明、一方的で頭越し>

★ガルトネル事件(プロコシエ) 99年租借契約を明治政府高額賠償で解消

- (明2) 1869年 ~
- i) ☆明治政府 開拓使設置(人口約6万人/含アイヌ)
  - ii) ☆4つの土地法(専ら和人に分配→アイヌ語では申請できない)
  - iii) ★樺太千島交換条約(強制移住)

1875年樺太アイヌ、1884年千島アイヌ、他道内での強制移住の記録多数

②1889年(明22) ☆大日本帝国憲法公布

③1899年(明32) ☆北海道旧土人保護法(初めてアイヌに土地下付)

- i) 給与地
- ii) 共有財産 共有財産の性格参照<重要> → 資料1

④1910年(明43) ☆『外国人土地法』(北海道は植民地/当時、樺太・台湾と同等の位置づけ)

⑤1911年(明44) ☆『獵虎腦筋獸保護条約』(アイヌは「土人」=先住民族)

日・露・米・英4カ国で締結した国際条約

⑥1946年(昭21) ☆日本国憲法公布

- i) 自作農創設特別措置法
- ii) 北海道旧土人保護法の死文化

⑦1956年(昭31) ☆ILOへの日本政府報告書 報告VII(2) → 資料2

一独立国における先住民に関する生活と労働状況について/98項目の質問(同化し先住民でない)と明記、日本人と同等の進歩に達した→実態と大きく乖離)

⑧1961年(昭36) ☆地方改善施設整備補助金

⑨1974年(昭49) ☆北海道ウリ福祉対策/生活向上推進方策

⑩1980年代から ☆各人権条約監視委員会の勧告、懸念事項

⑪1995年(平7) ☆人権差別撤廃条約加入

⑫1997年(平9) ☆札幌地方裁判所二風ダム訴訟判決  
(国際人権B規約第27条援用、「先住民族」と考えられる)

⑬1997年 ☆アイヌ文化振興法制定 <文化のみの振興>

⑭2007年(平19) ☆「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択(現在反対国なし)

## <資料2>

<日本国連採択: 翻訳>  
第1章: 政府からの回答  
P.4 【概況報告】

### 〇日本

(日本) 政府は、アイヌ民族に関する限り、先住民の保護と統合に対する国際文書の必要はないと考える。現今、報告(1)の趣旨における「先住民族」ではない。従って、政府は(ILOの)質問書の個別観点の報告をすることを必要としない。現在は、アイヌ民族は一般国民に完全に同化された結果、言語、習慣、文化、生活状況などの特質は、止むに至った。アイヌ民族は日本市民に付与されている経済的、文化的、社会的便宜のみならず、その上なお、政治的、法的便宜を享受している。

### 一現在のアイヌの主な生活実態一 ('06北海道の調査等から)

現在55歳のアイヌの60%が中卒、道外在住・アイヌも含め厳しい労働環境、年収で生活している生活保護率は、同一居住市町村比1.6倍、北海道は大阪府に次いで全国一位、全国平均1.8倍以上、大学進学率は、同一居住市町村比2分の1に満たない/北海道は全国平均の8割弱

私たちアイヌ民族は日本の先住民族  
内閣官房に「アイヌ政策推進会議」設置、政策検討に着手中  
法的措置による全国展開政策の実現へ

### ③ ii) <資料1>

#### ◎北海道旧土人保護法及び共有財産の性格

明治初期、開拓使は、幕藩体制時代の運上屋を肩代わり衣食を与え、漁民一切を官給して漁労、鳥獣捕獲に従事させた。その収益金は、開拓使が保管して税関に廻して関係旧土人の救済費に充当した。さらに、それら明治32年の保護法に引き継がれて旧土人共有財産と法律用語として法前に採り入れられ、衣食住の生活費を全額官給、漁具器具等の生業用具を与え、旧土人漁業組合を組織して就労させた収益金を開拓使が保管、旧土人の共同の目的、すなわち保護法執行の財源をこの収益に持つてすることとした。もし、不足する時は国庫より支出する旨も定め、第2次大戦の影響から昭和12年改正後は殆ど施行されなかった。

→共有財産はアイヌ文化振興等の業務に要する費用に充当(平成9年)  
アイヌ文化振興法施行に伴い北海道旧土人保護法他廃止。

#### 「共有財産と鮭漁」のウエベケレ(敬文)

・北海道旧土人保護法制定前は、アイヌが共有財産(漁場)で捕った鮭のうち生活のための「鮭料(はんりょう)」という食用分や保存分の割り当てが保障されていたんだ。

・制定後は、共有財産管理は北海道庁長官だけの専権となって、そのままほとんど活用されずに多日に至ったんだ。上記、資料1の共有財産の性格などとなき合わせて考えてみると、「国連先住民族権利宣言」が採択された背景や理屈が分かるよ。

・そういえば、千歳の故白沢平次(1839年)や小田田イフチ(M44年)が子供の頃、家族と一緒に生活のために丸木船を操って鮭を捕ったと話していたっけ。『火の神の集い』(洋泉社)

・故置野茂工介(1715年)少年時代の頃、目の前に起きた鮭にまつわる強烈な事件を綴っていたよ。

・父親が生活のためやむなく行った鮭の密漁が発覚、家に足で上がつてきた警察官に捕まり、つづいた片方の目から涙を流した場面が載っていたっけ。

・家族の生活のため父親が身を挺して行ったこと、それを見ていた少年の気持ちや思うところ、胸が詰まります。【アイヌの朝】朝日文庫

・つい僕たちの先代まで、このようなアイヌ民族の生活振りが続いていたんだよね。何百/千年も経ちながらで暮らしてきたんだから先祖からの歴史の重みは分かって欲しい!

・僕は、アイヌの先住性を認めていくことは、全然無理な話とは思わないけど...

・民主主義の下で、当然の前の社会、実質的な社会正義を進めることなんだと思う!

・現代のアイヌの生活すべてを見つめ直し、出来るところから改善していく、ワコチャラ(話し合い)によってね。

・未来のすべての子孫たちに構をせずきだし、夢と希望を持たせて欲しい!

## 〇図表全体にわたる解説

1 資料1とウエベケレは、アイヌの生業の中心である鮭漁などと共有財産(土地・資源/漁場)との関係性や江戸時代から現在に至る社会背景とその変遷を記述。(北太平洋に面するサケ文化圏の先住民族と大きく異なる)

2 資料2は、現憲法下、'56年、国際労働機関(ILO)が世界各国に98項目にわたる先住民の生活・就労等の調査をしたが、日本は戦前のデータだけのお座なりな回答をした。'06年の道大の生活実態調査を見てみると実態との大きな格差があるのは明白。この時、ILOなど国際機関相互には「同化主義」への反省があり、国連の先住民族権利宣言(案)作成作業の初動の契機にもなっています。

3 国際基準と法制史変遷及び生活実態を総合すると、内閣官房において未来志向による先住少数民族政策のあり方や政府の総括を行う審議機関、常設の歴史窓口での抜本的な取り組みが必要です。

### ◎「国連先住民族権利宣言」の概要一

先住民族が集団または個人として国際人権法体系において認められた全ての人権及び基本的自由を完全に享受する権利を有することを始め、先住民族及びその個人の権利及び自由について述べたもの。文化・教育・経済的権利並びに土地と資源など伝統的な権利が定められている。主権国家には、統合された先住民族との話し合いにより、社会正義の履行を促している。

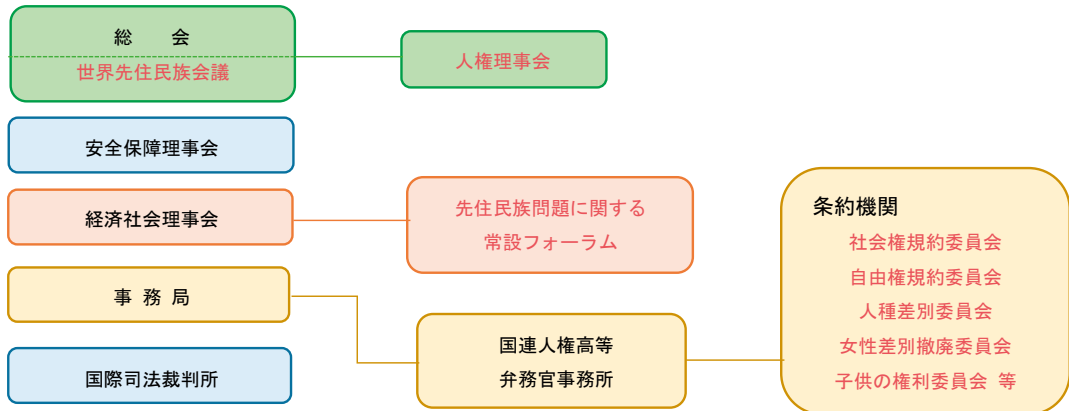
#### 【宣言の主な権利内容】

- <第1条> すべての人種と基本的自由を享受する権利
- <第2条> 他の民族から自由であり、他の民族と平等であり、差別されないこと
- <第3条> 自決権/自由で政治的地位を決定し、自由に経済的、社会的及び文化的发展を追求する権利
- <第4条> 独特の政治的、法的、経済的、社会的、文化的制度を維持・強化する権利
- <第5条> 強制的同化又は文化の根絶を受けない権利
- <第10条> 土地及び領域から強制的に移転されない権利
- <第11条> 文化的伝統と習慣を实践・再活性化等する権利
- <第12条> 精神的及び宗教的伝統、習慣及び儀式を实践・発展等する権利、宗教的・文化的な場所を維持・保護等する権利、及び過剰の返還に係る権利
- <第13条> 歴史、言語、口承伝統、哲学等を再活性化させ、将来に伝達する権利
- <第14条> 固有の言語により、教育及び学習における固有の文化的方法に則した態様で教育を提供する教育制度及び教育機関を設立し、管理する権利
- <第14条2項> 国内で差別なく教育を受ける権利
- <第17条1項> 国際労働法や国内労働法により定められたすべての権利を享受する権利
- <第18条> 固有の手段に基づき、自身によって選出された代表を通じて、自身の権利に影響を及ぼす事項に関する意思決定に参加し、かつ固有の意思決定機関を維持し、発展する権利
- 本宣言の履行にあたっては、先住民族の高齢者、女性、児童、障害者の権利に特段の注意を払わなければならない
- <第24条> 伝統的知識に関する権利を行使し、いかなる差別もなく、社会的及び公共健康サービスを受ける権利
- <第26条1項> 伝統的に所有、占有し又は他の方法で取得、取得してきた土地、領域及び資源についての権利
- <第28条1項> 伝統的に所有、占有してきた土地、領域及び資源のうち、同意なしに没収された土地、領域及び資源に対して、原状回復を含む手段や平等な賠償といった手段によって補償を受ける権利
- <第32条1項> 土地、領域及び資源の開発又は使用のための優先権や戦略を決定・発展させる権利
- <第33条1項> 慣習及び伝統に従って自らのアイデンティティや構成員を決定する権利
- <第35条> 共同体に対する個人の責任を決定する権利
- <第39条> 本宣言の権利を享受するべく、国家又は国際協力による財政的・技術的支援へのアクセス権
- <第46条1項> 本宣言によるいかなるものも、主権国家、独立国家の領土保全あるいは政治的一体性を分割し、害する行為を促進するものと解釈されてはならない

## 国際連合人権監視システムの活用

日本におけるアイヌ民族の先住民族としての人権状況、法的地位や生活状況については、多くの国連機関、条約機関にとっての関心事項であります。1980年に日本政府がはじめて提出した「市民的・政治的権利に関する国際条約」に関する定期報告書において、アイヌ民族に関する記載はなく無視された状態でした。しかし、現在ではこれら国連機関、条約機関の活用などによって、アイヌは日本国における先住民族であると認められ、今後は「先住民族の権利に関する国連宣言」の当該先住民族としていかに国内対応されるかが監視されています。

### 先住民族問題をめぐる国際連合機構図



### 〈国連人権監視システムからのアイヌ民族に関する言及(抜粋)〉

#### 人種差別撤廃委員会(条約機関)

○一般的勧告23 (CERD/C/51/Misc.13/Rev.3 1997年8月)

4. 委員会は、締約国に対してとくに以下の要請を行う：

- 先住民族の固有の文化、歴史、言語、および生活様式が、国家の文化的アイデンティティをより豊かにすることを認識かつ尊重し、その保持を促進すること
- 先住民族の構成員がその尊厳と権利において自由かつ平等であること、とりわけ先住民族としての出自やアイデンティティにもとづく差別から自由であることを確保すること
- 先住民族に対して、自らの文化的特徴と両立しうる持続可能な経済および社会発展が可能な条件を提供すること
- 先住民族の構成員が公的生活への実効的な参加について平等の権利をもち、自らの権利や利益に直接関連する決定が、十分な情報にもとづいた合意なくして行われないことを確保すること、
- 先住民族の共同体が、自らの文化的伝統や慣習を実践、再活性化し、また、自らの言語を保持、実践する権利を行使できることを確保すること

5. 委員会は、締約国に対し、先住民族が自らの共有地、領土および資源を所有、開発、管理および利用する権利を認め、保護し、また彼らが伝統的に所有もしくは居住、利用していた土地または領土が、自由で十分な情報にもとづいた合意なく奪われた場合は、それらの土地もしくは領土を返還する措置をとるようとくに要請する。これが事実上不可能な場合にかぎり、原状回復の権利は正当で公平かつ速やかな補償の権利に差し替えられるべきである。この補償は、できるかぎり土地もしくは領土という形態をとるべきである。

委員会は、さらに、自らの領土内に先住民族が存在する締約国は、本条約のすべての関連規定を考慮しつつ、定期報告書にそれらの民族の状況に関する十分な情報を含めるよう要請する。

### ○勧告 (CERD/C/58/CRP. 2001年3月 外務省仮訳)

17. 委員会は、締約国に対し、先住民としてのアイヌの権利を更に促進するための措置を講ずることを勧告する。この点に関し、委員会は、特に、土地に係わる権利の認知及び保護並びに土地の滅失に対する賠償及び補償を呼びかけている先住民の権利に関する一般的勧告23 (第51会期) に締約国の注意を喚起する。また、締約国に対し、原住民及び種族民に関するILO第169号条約を批准すること及び(又は)これを指針として使用することを慫慂する。
23. 締約国に対し、次回の報告に、… (ii) 1997年のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律、…の影響に関する更なる情報を提供するように求める。

### ○勧告 (CERD/C/JPN/CO/3-6 2010年3月 外務省仮訳)

20. 委員会は、協議を、アイヌの権利に取り組む明確で方向性のあるアクション・プランを持った政策及びプログラムに転換するために、アイヌの代表と協力して更なる措置を講ずること、並びに、協議におけるアイヌ代表者の参加を増やすことを勧告する。また、アイヌ代表者と協議しつつ、先住民の権利に関する国連宣言などの国際的コミットメントの検証・実施を目的とする第三者作業部会設置を検討することを勧告する。委員会は、北海道のアイヌ民族の生活水準に関する国家的調査を実施することを要請し、本委員会の一般的勧告23 (1997年) を考慮することを勧告する。さらに、委員会は、締約国に対し独立国における原住民及び種族民に関するILO第169号条約(1989年)を批准することを検討することを勧告する。
22. 委員会は、締約国の少数グループが自らの言語に関する教育や自らの言語による教育を受けられるように適切な機会を提供するとともに、締約国がユネスコの教育差別防止条約への加入を検討することを慫慂する。
25. 委員会は、締約国がマイノリティの文化や歴史をよりよく反映するために既存の教科書を改訂することやマイノリティが話す言語で書かれたものを含む歴史や文化に関する書籍及びその他の出版物を奨励することを勧告する。特に、義務教育において、アイヌや琉球の言語教育及びこれらの言語による教育を支援することを慫慂する。

### ○主な懸念事項及び勧告 (CERD/C/JPN/CO/7-9 2014年9月 外務省仮訳)

20. アイヌの人々の権利を保護し促進するための、締約国による努力に留意する一方、委員会は、以下を含む締約国により展開された対策における不十分な点を懸念する。
- (a) アイヌ政策推進会議および他の協議体におけるアイヌの代表者の人数が少ないあるいは不十分なこと、
  - (b) 北海道外に居住する人達を含むアイヌの人々とそれ以外の者との間にある、多くの生活分野、とりわけ教育、雇用、そして生活水準におけるなかなか解消されない格差、
  - (c) 土地と資源に対するアイヌの人々の権利の不十分な保護と、彼ら自身の文化と言語への権利の実現に向けた緩やかな前進 (第5条)。

委員会は、先住民族の権利に関する一般的勧告23 (1997年) の観点から、先住民族の権利に関する国際連合宣言を考慮し、締約国に以下を勧告する：

- (a) アイヌ政策推進会議および他の協議体におけるアイヌ代表者の人数を増やすことを検討すること。
- (b) 雇用、教育そして生活水準に関して、アイヌの人々とそれ以外の者の間で依然として存在する格差を減らすために講じられている対策の実施を強化、加速すること。
- (c) 土地と資源に関するアイヌの人々の権利を保護するための適切な措置をとり、文化と言語に対する権利の実現

に向けた措置の実施を促進すること。

(d) 政府のプログラムや政策を適合させるために、アイヌの人々の状況に関する包括的な実態調査を定期的実施すること。

(e) 前回の委員会の最終見解パラグラフ20においてすでに勧告されたように、独立国における原住民及び種族民に関するILO第169号条約(1989年)を批准することを検討すること。

## 人権理事会(国連総会補助機関)

### ○普遍的定期審査(A/HRC/8/44 2008年6月 外務省仮訳)

双方向の対話及び被審査国からの回答

#### 13.【アルジェリア】

アルジェリアは、特にアイヌの人々の土地及びその他の権利を再検討し、先住民族の権利に関する国際連合宣言と調和させるべきであることを勧告した。

#### 40.【グアテマラ】

先住民族の状況に関し、グアテマラは、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を履行するために、先住民族と対話を開始する方法を模索することを要請した。

#### 58.【ペルー】

ペルーは、先住民族の権利を特に重視しており、先住民族の権利に関する国際連合宣言を広め、広く国民に注意喚起するための施策、及び日本におけるアイヌ少数民族の人権を十分に尊重するために採用された措置について質問した。

結論及び／又は勧告

- ・特にアイヌの人々の土地及びその他の権利の再検討と、それらの権利と「先住民族の権利に関する国際連合宣言」との調和。(アルジェリア)
- ・「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を履行するために、先住民族と対話を開始する方法の模索。(グアテマラ)

## 〈「先住民族の権利に関する国連宣言」採択までとその後の動き〉

- ・1985年 人権小委員会先住民作業部会が草案作成に着手
- ・1994年 人権小委員会が草案を採択し、人権委員会に送付
- ・人権委員会WGは、11会期を経ても全規定の合意に至らず  
→自決権・土地・資源・補償・知的財産等が争点
- ・2006年 人権委員会WGのチャベス議長(ペルー/先住民)が、合意済み規定と上記争点の議長案規定との合作提案を作成。人権委員会廃止に伴い、人権理事会第1会期(2006.6)に提出。人権理事会で6/29採択。  
国連総会第三委員会に付託。
- ・2007年 9月13日 国連総会で賛成144、反対4、棄権11の圧倒的多数で採択。日本は賛成票を投じ、反対したのは、すでに先住民族政策を積極的に進めていたアメリカ・カナダ・ニュージーランド・オーストラリアの4か国であった。
- ・2013年 先住民族の権利宣言の国内履行促進を目的に開かれる国連総会「先住民族世界会議」に先立ち、ノルウェーアルタにて準備会合が開かれ、成果文書を作成。
- ・2014年 9月22日 国連総会にて「先住民族世界会議として知られる総会のハイレベル本会議の成果文書」が採択された。

# 「国連先住民族権利宣言」の概要

先住民族が集団または個人として国際人権法体系において認められた全ての人権及び基本的自由を完全に享受する権利を有することを始め、先住民族及びその個人の権利及び自由について述べたもの。文化・教育・経済的権利並びに土地と資源など広範な権利が定められている。主権国家には、総合された先住民族との話し合いにより、社会正義の履行を促している。

## 【宣言の主な権利内容】

- 第1条        すべての人権と基本的自由を享受する権利
- 第2条        他の民族から自由であり、他の民族と平等であり、差別されないこと
- 第3条        自決権／自由に政治的地位を決定し、自由に経済的、社会的及び文化的発展を追求する権利
- 第5条        独特の政治的、法的、経済的、社会的、文化的制度を維持・強化する権利
- 第8条1       強制的同化又は文化の根絶を受けない権利
- 第10条1      土地及び領域から強制的に移転されない権利
- 第11条1      文化的伝統と習慣を实践・再活性化等する権利
- 第12条1      精神的及び宗教的伝統、習慣及び儀式を实践・発展等する権利、宗教的・文化的な場所を維持・保護等する権利、及び遺骨の返還に係る権利
- 第13条1      歴史、言語、口承伝統、哲学等を再活性化させ、将来に伝達する権利
- 第14条1      固有の言語により、教育及び学習における固有の文化的方法に則した態様で教育を提供する教育制度及び教育機関を設立し、管理する権利
- 第14条2      国内で差別なく教育を受ける権利
- 第17条1      国際労働法や国内労働法により定められたすべての権利を享受する権利
- 第18条       固有の手続きに基づき、自身によって選出された代表を通じて、自身の権利に影響を及ぼしうる事項に関する意志決定に参加し、かつ固有の意志決定機関を維持し、発展する権利
- 第22条       本宣言の履行にあたっては、先住民族の高齢化、女性、児童、障害者の権利に特段の注意を払わなければならない
- 第24条1      伝統的医療に関する権利を有し、いかなる差別もなく、社会的及び公共医療サービスを受ける権利
- 第26条1      伝統的に所有、占有し又は他の方法で使用、取得してきた土地、領域及び資源についての権利
- 第28条1      伝統的に所有・占有等してきた土地、領域及び資源のうち、同意なしに没収等された土地、領域及び資源に対して、現状回復を含む手段や平等な賠償といった手段によって補償を受ける権利
- 第32条1      土地、領域及び資源の開発又は使用のための優先順位や戦略を決定・発展させる権利
- 第33条1      慣習及び伝統に従って自らのアイデンティティや構成員を決定する権利
- 第35条       共同体に対する個人の責任を決定する権利
- 第39条       本宣言の権利を享受すべく、国家又は国際協力による財政的・技術的支援へのアクセス権
- 第46条1      本宣言によるいかなるものも、主権国家・独立国家の領土保全あるいは政治的一体性を分割し、害する行為を促進するものと解釈されてはならない

# アイヌ民族の概説

—北海道アイヌ協会活動を含め—

平成28年 3 月31日発行

発行 公益社団法人 北海道アイヌ協会

改訂 平成29年 3 月31日

〒060 - 0002

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2.7 ビル

TEL : 011-221-0462

U R L : <http://www.ainu-assn.or.jp>